

会議録  
平成28年第3回更別村議会定例会  
第2日（平成28年9月13日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件  
第 2 認定第 1 号 平成27年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件  
第 3 認定第 2 号 平成27年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 4 認定第 3 号 平成27年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 5 認定第 4 号 平成27年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 6 認定第 5 号 平成27年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 7 認定第 6 号 平成27年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 8 認定第 7 号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件

◎出席議員（8名）

|    |    |      |     |    |      |
|----|----|------|-----|----|------|
| 議長 | 8番 | 松橋昌和 | 副議長 | 7番 | 本多芳宏 |
|    | 1番 | 安村敏博 |     | 2番 | 太田綱基 |
|    | 3番 | 高木修一 |     | 4番 | 織田忠司 |
|    | 5番 | 上田幸彦 |     | 6番 | 村瀬泰伸 |

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

|            |         |           |         |
|------------|---------|-----------|---------|
| 村 長        | 西山 猛    | 副 村 長     | 森 稔 宏   |
| 教 育 長      | 荻原 正    | 農業委員会長    | 織田 忠 司  |
| 代表監査委員     | 笠原 幸 宏  | 会計管理者     | 金 曾 隆 雄 |
| 総 務 課 長    | 吉本 正 美  | 総務課参事     | 山内 昭 男  |
| 企画政策課長     | 高橋 祐 二  | 産 業 課 長   | 本内 秀 明  |
| 住民生活課長     | 宮 永 博 和 | 建設水道課長    | 佐藤 成 芳  |
| 保健福祉課長     | 安部 昭 彦  | 子育て応援課    | 新 関 保   |
| 診療所事務長     | 佐藤 敬 貴  | 教 育 次 長   | 川上 祐 明  |
| 学校給食センター所長 | 渡辺 伸 一  | 農業委員会事務局長 | 小林 浩 二  |

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 末 田 晃 啓  
書 記 小野山 果 菜

書 記 酒 井 智 寛

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は 8 名であります。  
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 1 番、安村さん、7 番、本多さんを指名いたします。

◎日程第 2 認定第 1 号ないし日程第 7 認定第 6 号

- 議 長 この際、関連がありますので、日程第 2、認定第 1 号 平成 27 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第 7、認定第 6 号 平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件を一括議題といたします。

お諮りをいたします。認定第 1 号 平成 27 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第 6 号 平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第 55 条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、認定第 1 号 平成 27 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第 6 号 平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、会議規則第 55 条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をしました。

昨日に引き続き審議を続けます。

先に、昨日の本会議における村瀬議員の質疑に対し、一時説明を保留しました福祉灯油等助成事業について説明を求めます

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 昨日回答を保留しました福祉灯油の実績ということでございます。66 ページの福祉灯油助成事業ということで、総数 120 件とご説明しました。その内訳は、どんぐり商品券での配付が 91 件、灯油引きかえ券での配付が 21 件の合計 120 件となっております。

以上です。

- 議 長 村瀬議員、よろしいですか。  
○6 番村瀬議員 はい、わかりました。  
○議 長 それでは、この件は終了させていただきます。  
次に、79 ページ、款 5 労働費に入ります。

補足の説明を求めます。

本内産業課長。

○産業課長 それでは、款5労働費について補足説明をさせていただきます。

79ページ、80ページをお開きください。継続費及び繰越事業費繰越額1,008万円を含め、予算現額は1,222万2,000円に対し、支出済額759万8,127円、不用額は462万3,873円でございます。

項1労働費、目1労働諸費について同額でございます。節19負担金補助及び交付金の不用額449万546円は、備考欄(3)、雇用対策事業の地元雇用促進事業助成金の執行残額448万7,750円が主なものとなっています。26年度からの継続助成を含めまして8事業者から13件の申請を受けまして、合計で102カ月分を助成いたしました。新規雇用者の内訳につきましては、転入者が9件、地元が4件でございます。不用額が多かった理由ですが、27年度からの新規雇用見込み分として12件分1,008万円を国の平成26年度補正予算の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、繰り越し予算措置していたところですが、実績が9件、80カ月分にとどまり、繰り越し予算であることから減額補正ができなかったことによるものです。また、勤労者会館の利用状況につきましては各会計決算資料9ページ、施設の利用及び維持管理の状況は同20ページに記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で労働費の補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。労働費ございませんか。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 不用額の大きな説明として十分理解できましたけれども、これで雇用の促進を図るという目的の中で12件を見込んで9件の実績、このことが行政側から見て雇用が図られているという認識のもとで進められているのでしょうか。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 雇用の促進が図られているかというご質問でございますけれども、事業者にとりましては新規採用というのは事業の拡張、またそういった資金計画、また事業計画等が成り立たなければなかなか難しいものであるというふうに認識してございます。そうした中におきまして、1年間分ではございますが、こうした事業につきましては事業開始以降も順調に事業実績を積み重ねてきているところでございまして、一定程度の効果があるものというように認識をしているところでございます。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 一定程度の成果があるということは私もわかりますけれども、行政として雇用者、要するに企業側にどのようなアプローチをされているか、もし具体的にありましたら、教えてください。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 事業の活用につきましては、例年商工会を通じまして、また農業関係、農業者に関しましても対象になっておりますことから、農事組合長会議を通じて年度当初に年1度のPRをさせていただいているところでございます。なお、参考に、平成25年度から同事業を開始しておりますが、27年度までの実績におきましては23件の事業者の方から37件の申請をいただいているところでございまして、37件は継続を含めた延べ件数でございますので、実件数については28件でございます。内訳につきましては、地元の雇用が9件、転入者が19件というような状況でございます。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、79ページ、款6農林水産業費に入ります。

補足の説明を求めます。

本内産業課長。

○産業課長 それでは、款6農林水産業費について補足説明をさせていただきます。

79ページ、80ページをごらんください。予算現額11億6,322万5,000円に対し、支出済額11億5,771万8,234円、不用額は550万6,766円でございます。農林水産業費に係る建設事業費の概要につきましては、別冊の各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計建設事業費の3ページから5ページに記載してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

項1農業費、予算現額11億5,765万円に対しまして、支出済額11億5,228万4,622円、不用額は536万5,378円でございます。

目1農業委員会費、予算現額2,691万5,000円に対し、支出済額2,686万2,632円、不用額は5万2,368円でございます。主な事業の内容は、農業委員会の運営に関する経費でございます。備考欄(1)、農業委員会運営経費につきましては、昨年度と比較いたしまして168万2,032円の減となっております。平成26年度におきまして農地法改正に伴う農地台帳情報と地図情報のインターネット上での公開義務に対応する農地情報公開システム導入整備業務委託料110万1,600円の支出があったためでございます。

81ページ、82ページをお開きください。目2農業振興費、予算現額3億6,228万3,000円に対し、支出済額3億6,220万9,354円、不用額は7万3,646円でございます。備考欄(1)、農業振興補助金等、經常分におきまして、中間管理機構集積協力金交付金として離農者3件に対しまして耕作者集積協力金1,489万6,000円を交付しております。備考欄(3)、農業振興基金積立金におきまして、2件の寄附金700万円と新規分として1億7,590万3,000円を積み立てております。新規積み立て分につきましては、札内川かんがい排水事業に係る国営施設応急対策事業及び道営土地改良事業の負担に備えるものでございます。備考欄(6)、環境保全型農業直接支援事業は、農薬、化学肥料を慣行の5割低減と同時に環境保全につ

ながら取り組みを行うことにより、取り組み面積10アール当たり8,000円が交付されるものですが、平成27年の農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行に伴い、制度の一部見直しが行われて取り組み農地の属する市町村が交付窓口となったため、村外の取り組み団体分が増加、また国の負担分が市町村経由の交付となったこともございまして、前年度より1,113万6,400円と大きく増加しております。更別村におきましては、団体1件、構成員は14名でございしますが、に対しまして1,720万8,800円、帯広市の団体1件に対しまして102万6,400円をそれぞれ交付しております。備考欄（8）、多面的機能支払交付金事業におきまして、平成27年度から取り組みを開始した更別南地域未来づくり協議会を含め、村内全域での取り組みとなり、3団体に対し合計で1億3,253万8,223円を交付しております。なお、さきにご説明いたしました環境保全型農業直接支援事業とあわせて法制化されたことに伴いまして、国及び道の負担分が市町村経由となりましたことから、前年と比較いたしまして1億898万8,165円と大きく増加しております。

目3農地費でございします。予算現額6億5,228万9,000円、支出済額6億4,953万7,827円、不用額は275万1,173円でございします。83、84ページをお開きください。節11需用費の不用額111万2,128円は、備考欄（1）、排水施設維持管理費の明渠排水修繕費におきまして73万4,360円の執行残、（2）、用水施設維持管理費の畑かん給水施設修繕費におきまして34万3,739円の執行残が主なものとなっております。節19負担金補助及び交付金の不用額162万4,877円は、備考欄（5）、道営事業負担金におきまして事業費確定後の負担金の還付金162万2,680円が主なものでございします。更別更南地区、更別中央地区ともに事業が完了してございします。なお、道営事業の詳細につきましては各会計決算資料の7ページに記載してございしますので、ご参照願います。備考欄（4）、国営事業負担金6億1,329万186円は、国営かんがい排水事業札内川第2（2期）地区の事業終了に伴う一括償還を行ったものでございします。

目4営農用水費でございします。予算額3,257万4,000円、支出済額3,143万9,466円で、不用額113万4,534円でございします。不用額の主なものは節19負担金補助及び交付金の105万1,147円で、備考欄（1）、営農用水施設維持管理経費の中札内村共同管理負担金で水道施設修繕費の執行残によるものでございします。85、86ページをお開きください。備考欄（3）、営農用水施設整備事業の節15工事請負費312万1,200円は、中札内系配水池人孔ぶた取りかえ及び道路切りかえ工事を実施したものでございします。

目5畜産業費でございします。予算現額3,833万6,000円、支出済額3,817万8,585円、不用額は15万7,415円でございします。備考欄（1）、村営牧場維持管理経費の節15工事請負費236万5,200円は、毎年行っておりますパドックの砂入れかえ工事を行ったもので、27年度におきましてはA、C、F、G、Hの5牧区で実施したものでございします。（4）、村営牧場整備事業、単独分の節15工事請負費770万400円は、E牧区内の明渠改修工事に187万9,200円及びマダニの増殖に伴う小型ピロプラズマ病の発生が見られた牧区の草地更新工事に582万1,200円を支出しております。（5）、畜産振興事業補助金等、臨時分は、継続実施してお

ります自給飼料増産対策推進事業に337万6,500円の助成を行ったほか、新たな酪農、畜産振興対策として性判別精液購入助成、乳用牛繁殖性向上支援対策、乳牛導入奨励、和牛優良繁殖雌牛造成対策、和牛雌牛受精卵移植、和牛雌牛導入奨励に対しまして合わせて328万30円を交付しております。なお、村営牧場利用状況につきましては各会計決算資料8ページに、施設の利用及び維持管理の状況は同20ページに記載されておりますので、ご参照願います。

目6 ふるさとプラザ費でございます。予算現額2,368万9,000円、支出済額2,314万1,268円、不用額54万7,732円でございます。87、88ページをお開きください。節11需用費の不用額50万5,408円につきましては、備考欄(1)、ふるさと館維持管理経費におきまして施設等修繕費の執行残37万1,612円及び燃料費で4万9,955円、光熱水費で5万93円が主なものとなっております。(2)、ふるさと館改修事業の235万4,400円は、ふるさと館内のトイレの改修を行ったものでございます。また、ふるさと館の運営状況につきましては各会計決算資料8ページに、施設の利用及び維持管理の状況は同20ページに記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

目7 プラムカントリー費でございます。予算現額2,156万4,000円、支出済額2,091万5,490円、不用額64万8,510円でございます。節11需用費の執行残64万6,000円につきましては、備考欄(1)、プラムカントリー管理経費において施設修繕費で34万6,000円、備品修繕費で30万円の執行残となっております。備考欄(2)、プラムカントリー改修事業602万6,400円は、腐食していたプラムハウスの木製デッキの改修等を行ったものでございます。どんぐり公園運営事業につきましては各会計決算資料8ページに、施設の利用及び維持管理の状況は同20ページをご参照いただきたいと思います。

項2 林業費でございます。予算現額557万5,000円、支出済額543万3,612円、不用額は14万1,388円でございます。

目1 林業振興費、同額でございます。備考欄(2)、有害鳥獣駆除対策経費におきまして、更別村鳥獣害防止対策協議会に対し、鳥獣害防止対策経費として246万9,100円を助成しております。平成27年度の鳥獣による農作物被害実績は、53.83ヘクタール、1,534万5,000円でございます。駆除の実績につきましては、エゾシカ135頭、ヒグマ3頭、キツネ91頭、カラス17羽、ハト126羽でございます。89、90ページをお開きください。備考欄(5)、未来につなぐ森づくり推進事業は、私有林を対象とした道補助事業ですが、延べ11件、9.85ヘクタールの造林に対しまして170万5,295円を交付してございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します

1番、安村さん。

○1番安村議員 82ページの多面的機能支払交付金の関係の確認をさせていただきたいと思います。まず、説明の中で全地区が該当になったという形でございますけれども、事業

内容を簡単でよろしいですので、それぞれ3地区というふうにお聞きしておりますので、それらの内容についての説明をちょっと補足していただきたいというふうに思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 3地区それぞれということですが、3地区ごとの資料につきましては今手元にごいません。概要につきまして大まかに共通的なところについてご返事をさせていただきたいと思いますが、多面的機能の事業につきましては農地・水対策からの引き続きということですが、農地、また農業用施設等の維持管理、保全、機能向上といったものに対してということですが、具体的には、農道等の砂利の入れかえですとか、また農業用排水路、こちらのほうの草刈り、道路の草刈りもあわせて、村と管理協定を結んでいる施設関係の管理、またそれぞれ各地区ごとに備えております農業用施設、堆肥施設ですとか、そういったものの環境保全という形での塗装も行ってございます。また、風じん害、農地からの土の飛散を防止するための緑肥の作付、こういったものの助成、また春先の融雪水の急激な増加を抑制するための融雪剤の散布、こういったものに関する必要経費も助成しているところでございます。

以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ありがとうございます。この多面的機能についてもう一点だけ確認をさせていただきたいというふうに思っております。この事業につきましては、国と道の事業という形で補助金いただいてという形で、今課長からご説明いただいたように、その所管が直接的に村に入ってきて、その金額が支出されているということで1億3,000万になったというご説明をいただきましたけれども、その中で今村とこれら団体とのかかわりについて協定を結んでいるという説明をいただきましたけれども、どういうかかわりを持ってこの事業を進めるのかという点も加えて説明いただければというふうに思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 当該事業に村として取り組む考え方でございますけれども、協定に基づきまして農業用施設、道路の排水路、こういったものの保全、それぞれ努めていただいているところでございます。そういったところ、この事業を活用することで国から交付金の2分の1、道からは4分の1が交付されるということで、事業費総額の4分の3が交付金というような形でございます。村としても4分の1は手出しをしているところでございますけれども、維持管理につきまして国、道の交付金が活用されるということで、村としても維持管理に係る経費節減が図られているというふうに認識してございます。それに加えて、1億3,000万の事業規模の経済効果、そういったものも大きなものと判断しているところでございます。それぞれ事業内容につきましては、各個別の農家が取り組む分につきましては人夫賃として直接的に農業者の方にお支払いされたり、融雪剤、また緑肥の種子等を現物的に交付されているものもございますが、一部やむを得ず外注をする委託事業も含まれるところでございますが、1億を超えるお金が村の中に入ってくる、その中の村外へ

の外注を除いた分が地元のほうにお金が落ちているのではないかというところでの経済効果も非常に大きなものと捉えております。事業の取り組みにつきましては、仕組みといたしまして村が事務局を持つということは制度上できないことになってございますので、それぞれの団体に事務局等を設置していただいて、ご尽力をいただいているところでございます。役員の方々も、生産者の方に担っていただいておりますが、非常にご苦勞も絶えないというようなお話も聞いてございますけれども、村としては総体的に取り組むメリットは大きいものと判断してございますので、これからも支援を行いながらサポートできるところはサポートしていきながら、事業が円滑に進むように取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 有害鳥獣駆除についてお伺いいたします。更別で今まで有害鳥獣駆除のためにハンターというか、狩猟免許を得るのに助成を行ったと思うのです。今まで何人助成を受けて免許を取られて、そしてまた今大勢の方がハンターとして有害駆除に活躍していると思うのですけれども、そのうち何人の方が実際に活躍されるかをちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 有害鳥獣の捕獲従事者の育成事業につきましては、鳥獣害防止対策協議会を通じて助成制度を行っているところでございます。原資につきましては、村と更別農協それぞれからこの協議会の中に助成を行って、それを原資に行っているところでございます。事業につきましては平成21年度から取り組み実績がございまして、これまでに銃の免許の取得が2件、わなの免許の取得が5件ございます。銃の免許所持者2名のうち1名は身体上の理由から免許を返還されているということでございますが、残りのお一方の銃の免許を取得された方につきましては村の有害鳥獣駆除の従事員として有害鳥獣駆除対策に従事をしていただいているところでございます。また、わなの免許を取得されている方につきましては、生産者の方と役場の職員も免許を取得してございますけれども、こちらのほうにつきましても、わなの生産者のそれぞれにつきましても自分の畑のそばにわなを、目の届くところに仕掛けなければなりませんので、そういったところにわなを仕掛けてそれぞれ対策をとっていただいているということでございます。それらも駆除の許可を出しながら従事していただいているというところでございます。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 21年から今まで取り組んできて、銃の免許を取られた方が2件ということは、事業性としてはどう捉えているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ご指摘のとおり、21年度から銃の免許を取っていただいた方が2件と、うち

1 件が返還という形になってございますので、実質 1 件というようなことでございますが、村、農協、それぞれ有害鳥獣駆除の対策につきましては現行の猟友会の構成メンバーの高齢化、こういったものが言われていることから、助成制度を設けて事業の推進に取り組んでいると、ハンターの育成に取り組んでいるところでございますが、銃の免許を取得するというのはなかなかデリケートな問題と申しますか、個人のそういったものに対する考え方にもよるところかなというふうに思っておりますところで、思うように成果が上がっていないというのが私どもの率直な考え方でございます。ただ、今後も、有害鳥獣対策に係るハンターの不足というのは解決をしていないところでございますので、今後とも事業のPR等にも努めてまいりたいと思っておりますし、対策としましては今道営事業で更別第2地区におきまして更南方面への鳥獣害の防止策、そちらのほうも事業計画しているところでございまして、そういったものもあわせながら鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 4 番、織田さん。

○4 番織田議員 大変ことしの成果も結構成果上がっているわけなのですが、現状として農作物の被害等、鹿の被害ですか、多く見られております。今後ともなお一層いろんな制度、あるいは猟友会に対するいろんな援助をしながら、お願いしながら、なお一層の制度をよろしくお願いしたいと思います。

○議 長 答弁はいいですか。

○4 番織田議員 いいです。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 村営牧場の関係、86ページの関係でございますけれども、また詳細な資料の8ページになりますけれども、少しその点についてお伺いさせていただきたいというふうに思います。

まず、27年度の入牧数が極端に減っているというか、それなりの要因があると思いますので、ご説明いただきたいというふうに思いますけれども、昨年が273頭ということで、馬は8頭で変わらないという形で、激減しているという要因がまずどうなのかというご説明をいただきたいというふうに思います。

また、それに基づいて、村営牧場の運営管理ということで単純計算で1,000万以上の村の持ち出し金があるという実態を踏まえまして、今後どのような方策を考えていくのかも含めてご説明いただければというふうに思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 村営牧場の利用状況の27年度大きく減少した要因でございしますが、村営牧場を利用されていた大規模飼養農家さんの離農によるものが一番影響が大きいのかなというふうに考えているところでございます。そういった25年度以降減少しているというところでございまして、酪農振興ということで村も村営牧場を運営しているところでございます

が、これらの課題、酪農家の振興に寄与するためということで、新たな対策として哺育預託施設の整備事業を予算化させていただきまして、現在取り組みを進めているところでございます。村営牧場とのかかわりにつきましては、今後も預託施設の運営状況、また利用状況、また酪農情勢、そういったものを勘案しながら、将来的な運営については検討を進めてまいりたいと思っているところでございますけれども、何分先の見えない酪農情勢もでございます。そういったところから、いつの時点で村営牧場の経営を転換していくというようなお話につきましては現段階でははっきり申し上げることはできませんが、今後ともさらなる経費節減にも努めながら運営を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 道営畑地帯総合整備事業、これ平成20年から27年で終わっているわけなのですけれども、資料見ますと約250戸、500ヘクタールの整備が行われて、それなりに農家も成果が上がっているのではないかというふうに思いますけれども、ことし計画樹立される次の道営畑地帯整備事業、これの受益者と受益面積等についてわかれば、教えていただきたい。

(「ちょっとお時間いただきたい」の声あり)

○議 長 少し時間をいただきます。

本内産業課長。

○産業課長 更別第2地区の受益戸数でございますけれども、合計で84戸というところでございます。受益面積につきましては、それぞれの事業の畑の面積ということでございますけれども、1,098.7ヘクタールという状況でございます。

以上です。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 ありがとうございます。前回の事業においては、道営ですので、普通は農家2割負担、それが7%でしたか、そういったことでこういった大きな面積になったのですけれども、今後の事業についてもやはり7%というか、そういうあれでやっていただけるのか、確定しているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいま受益者の負担の部分、いわゆる道営事業における地元負担ということでございますが、制度上20%地元負担というところでございますけれども、現在利用している担い手育成支援型と担い手育成型という事業でございますけれども、こちらにつきましては地元負担の20%の中、さらに国費の促進費というものが5%の上積みがされるメニューでございます。残り15%の中から、北海道の施策として行われております旧パワーアップ事業というものでございますけれども、こちらが28年度から新たに延長されるというようなことでございまして、事業延長期間につきましては5年間ということでござい

すが、地元生産者の負担を7.5%に抑える部分としまして、村と道と半々で残りの分を賄うということですが、負担率が残りの7.5%、促進費5%と生産者負担7.5%を除いた7.5%を村と北海道が2分の1ずつを支援するというような形で、生産者の方の負担につきましては道の事業があるうちは5年間につきましては7.5が現在のところ担保されているところでございますけれども、道営事業は事業期間がそれ以上ございますので、途中でパワーアップ事業の時限が切れてしまいますので、その以降につきましては現段階では北海道の政策次第というところでございます。なお、事業の要望を取りまとめる際には、あくまでもパワーアップ事業が今年度からの継続が未確定というところもございましたので、あくまでも地元負担、生産者負担20%を前提に今事業の要望につきましては取りまとめをさせていただいているところでございますが、実態として20%のままになってしまった場合には手を下げる生産者の方もいらっしゃるのかなというようには思っているところでございますが、現在継続で途中で負担率が変わるということのないように、北海道のほうにも引き続きの政策要望を上げていきたいなというように考えているところでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑を求めます。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 89ページ、款7 商工費に入ります。

補足の説明を求めます。

本内産業課長。

○産業課長 それでは、款7 商工費について補足説明をさせていただきます。

89、90ページをごらんください。継続費及び繰越事業費繰越額1,225万円を含めました予算現額1億1,959万1,000円に対しまして、支出済額1億1,799万2,336円、不用額は159万8,664円でございます。

項1 商工費について同額でございます。

目1 商工総務費、予算現額98万6,000円に対しまして、支出済額84万8,375円、不用額は13万7,625円でございます。主に消費生活相談事業に関する支出となっております。

目2 商工業振興費でございます。予算現額7,666万5,000円に対し、支出済額7,607万362円、不用額は59万4,638円でございます。節19負担金補助及び交付金の不用額59万4,638円は、備考欄(1)、商工業振興対策経費の商工会運営事業助成金の執行残37万9,810円及び(4)、商工業活性化事業において1,225万円を繰り越し予算措置しておりました国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用したプレミアムつき商品券発行事業の執行残21万3,805円が主なものでございます。備考欄(2)、商工業関係資金利子補給事業経費の実績につきましては、84万1,025円となっております。利子補給事業の執行状況につきましては、各会計決算資料9ページをご参照いただきたいと思います。備考欄(6)、商工業振興事業は、第50回どんぐり村の盆踊りの記念事業実行委員会に対しまして100万円を助成したものでございます。

目3観光費でございます。予算現額4,194万円に対し、支出済額4,107万3,599円、不用額は86万6,401円でございます。91ページ、92ページをお開きください。節11需用費の不用額66万2,135円は、カントリーパーク及び情報拠点施設の修繕費の執行残でございます。備考欄(3)、カントリーパーク整備事業313万2,000円は、老朽化しておりました管理用トラクター、平成6年に購入したものでございますが、こちらを更新したものでございます。備考欄(5)、観光・物産総合振興事業の節13委託料420万4,640円の内訳は、シャクヤク栽培試験委託料で115万5,600円、シャクヤク成分の分析委託料で20万円、シャクヤク収穫業務の委託料で24万6,240円、更高と連携した特産品開発調査委託料238万6,800円、こちらは地方創生交付金を活用したものでございます。また、観光PR用のDVD作成委託料として21万6,000円となっております。節18備品購入費108万円は、イベント用テントを更新したものでございます。節19負担金補助及び交付金923万6,800円は、観光協会運営事業助成金で453万5,000円、さらべつ大収穫祭実行委員会助成金で300万円、国際トラクターBAMBA実行委員会助成金で50万円、全日本オープンパークゴルフinさらべつ実行委員会の助成金が15万円、全日本ママチャリ耐久レース実行委員会助成金100万円が主な支出となっております。

以上で商工費の補足説明を終わります。

○議長 長 商工費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 90ページになりますけれども、備考欄にあります商工関係の活性化事業の中です。プレミアム券の関係なのですけれども、これは地方創生でつくられて、地元の商工の戻り客をふやそうというような目的かなと思うのですけれども、総括としましてどのような評価されていますか。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 プレミアムつき商品券の発行事業の関係の総括ということでございますけれども、事業の内容につきましては500円の商品券の25枚を1セットといたしまして4,500セット販売をしたところでございます。こちらにつきましては、2回に分けての実施ということで4,500セットは完売をいたしております。これに対する実績としまして、換金総額が5,615万7,500円ということで、未換金、未交換といえますか、未使用分が185枚、総数25枚掛ける4,500セットで11万2,500枚発行したところでございますが、未交換になった分が185枚あったところでございます。こちら事業総括としまして、使用された分5,615万7,500円、また同時に行われております事業評価上のアンケート調査、こちら回収率がちょっと低かったところでございますけれども、商品券の購入がきっかけとなった購入、また商品券の支払いにあわせて追加支出した消費額、そういったもののアンケート調査も同時に行われているところでございますけれども、それぞれ商品券での支出にあわせた分としましても、ちょっとアンケートの件数が少なかったところではございますけれども、およそ24

件の回答に対しまして60万弱の追加支出があったというアンケート結果も出てございます。それらを踏まえまして、商品券そもそもの先ほどの実績額に加えて、あわせて追加で消費を、現金を手出しをしていただいた消費の分ということで、それらが地域の経済、商工会のほうに全て経済効果としてあらわれた数字かなというところでございまして、4,500万円に対しましての5,600万円相当の換金、また加えての追加の分ということで150万弱ぐらいの追加の経済効果も見込めたものというふうに考えておりますので、事業の成果としてはあったものというように評価をしているところでございます。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 事業効果として今の言う換金して五千何ぼ、かなり経済効果は確かにあったと思いますけれども、そもそもの目的はこれをきっかけとして今後地元の商品購買力を高めるという目的だという気が僕はするのですけれども、そこにつながっているのかのことにについてはまだこれからと思いますけれども、1年経過しまして、その後の追跡みたいなことについては調査等ありますでしょうか。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 おっしゃるとおり、今後も継続して地元の購買力というものを高める対策というのは必要であるというふうに認識をしております。昨年度27年度実施したプレミアム商品券につきましては、国の地方創生の交付金を活用した限定的なメニューというようなことでございまして、活用できる事業メニューが非常に幅が狭かったこともありまして、プレミアム商品券という形で執行させていただいたところでございます。従来活性化事業といたしましては、商工会のほうが中心に行っております中元売り出し、新春売り出し、こういったものにこれまでも支援をしているところでございまして、昨年につきましてはプレミアム商品券をそれらにかわるものとして実施をしたところでございます。

商品券、過去にも数度村のほうでも国の事業等を活用して行った経過もございまして、そのときの経済情勢にも大きく影響されるのかなというふうには思っているところでございますけれども、どうしても商品券でやった場合に効果が出やすい業種、またそうではない業種、そういったものも今回も業種によつての偏りも見受けられるところでございます。そういった中で、商工会の要望等もお聞きしながら、こちらとも協議を進めながら、本年度につきましては従来の中元売り出し、また新春売り出しの事業に戻したといいますか、またそちらの取り組みで購買力を高めるということを取り進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。今後も地元の商工会様と十分協議を重ねながら、有効な対策については検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 割安感で地元を使うというこの商品券にとどまらず、過去にも商工会で調査あったかと思うのですけれども、地元の購買力がどの程度あるかということを常に行

政側でキャッチしながら、この効果というものを見る必要があると思いますけれども、その点についてどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 おっしゃるとおり、地元の購買力、そういったものの把握というのには努めていかなければならないという認識はしてございます。商品券の実績の調査も含めてですけども、商工会のほうとも協議を進めて、有効なデータ、そういったものの収集にもご相談を差し上げたりしたこともございます。ただ、商工会の中でも各個人の商店の実際の売り上げ状況、売り上げの実態といいますか、そういったものを全て商工会のほうで把握し切れているというわけではないというのが実態でございます。と申しますのも、経営指導的には役割を担っているところでございますが、会計士ですとか、個別にそういったところに頼んで経理業務を担われているお店のところもございまして、一部、全てが把握し切れていない商工業者と申しますか、そういったお店もいらっしゃるというようには聞いてございます。極力把握できる部分につきましては、情報をいただきながら経営の実態等も含めまして情報収集には努めてまいりたいと考えておりますが、なかなか全ての実態をつまびらかに把握するというのは難しい課題も残っているところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 商工会だけに頼るのでなくて、行政側としてそういう調査が私は必要だという意味も込めています。それで、一般質問でしましたように、独自のそういう指導、調査が求められてもいいのでないかと思うのです。それは、執行する側が何を目的として今後進めるかという意味においてですけれども、その辺についてもう少し具体的にあれば、教えていただきたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 行政側からの調査というものも必要ではないかということでございまして、そういったものの把握に努める必要性につきましては我々のほうでも当然あるわけでございますが、先ほど申し上げさせていただいたような理由から、商工業者の方に実際の経営状況のアンケート調査等の実施を考えたときに、商工会様のほうで持っているデータ以上の効果が得られるかどうかちょっと難しいものと現在は判断しておりまして、村独自での調査というものには着手をしていないというのが実態でございます。今後そういったものの必要性について再度検討を進めまして、村独自での購買力調査、そういったものも含めてご指摘のとおり検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 別な質問に移らせていただきますけれども、92ページになりますけれども、観光・物産総合振興事業の中の委託料で、これも地方創生にかかわる更別農業高校等と連携した特産品開発調査かなというような思いがあって質問させていただきますけれど

も、その辺の成果についてもう少し詳しく教えていただきたい。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 こちらの調査事業につきましては、昨年度地方創生の交付金を活用したメニューということで委託事業として計画をしたものでございます。取り組んだ経過といたしましては、更別農業高校での特産品開発に取り組まれている加工の部会というような形で、クラブ活動ということでございますけれども、それらを農業高校が取り組む加工ということで、これを農業を基幹産業とする更別村においてももう少しクローズアップをした後押しができないかということで、それをより高めるための研究施設の整備、そういったものを検討、調査というところで、場所の候補ですとか、取り組む背景ですとか、そういったところを調査したところでございます。

今後目的としては、それらを生かした中で更別農業高校のさらなる魅力アップによる生徒確保、またそこから派生する更別村の新規就農者、担い手となるべく人材の育成、そういったものも視野に入れた取りかかりの調査というところで進めさせていただいたところでございますけれども、調査結果としては候補地何点かあるうちの提案をいただいたところでございます。ふるさと館の敷地内、また高校の敷地内、開発跡地、そういったものが最終的に候補というような形で選定をした中で、それぞれメリット、デメリット、整備に係る費用等も概算ですが、はじいていただいたりしているところでございます。そういった結果を踏まえて、今後とも高校のほうとも事業の取り組みに向けまして検討してまいりたいと思っておりますが、実際のところ高校さんのほうとしても、加工部門の取り組みを別の外部施設を活用した取り組みというのは授業の一環とするのか、課外活動とするのかという整理もなかなかハードルもあるというところでございますので、村としては更別農業高校の魅力アップにつきましては今後とも産業部門のみならず、庁舎内の関係部門で進めてまいりたいと考えているところでございますので、現段階その調査をもとに事業化というところには至っていないところでございますが、今後ともそのデータは活用しながら、今後の対策について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 説明が長くて、途中でわからなくなってしまうのです。調査としての成果をまず端的に説明していただきたい。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 調査の成果としては、各候補地それぞれのメリット、デメリット等を提案していただけたので、成果はあったものと考えてございます。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 候補地というのはどういうことでしょうか。

○議長 長 産業課長。

○産業課長 先ほど説明長くなって申しわけなかったのですが、更別農業高校の加工分野をより生かすための研修施設、加工ができる研修施設です。構想としましては、そこで加工の製品を研究、研修してつくる、またそれを実際に販売もできる、そういったものの機能を備えた施設ができないものかというところで、それらの候補地の選定、また事業費等を調査をしていただいたところでございます。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 それで、幾つかの候補地が挙がったということですよね、それを検討して今後につなげていくということですのでよろしいと思うのですが、ことし更別農業高校さんでは独自に某企業と提携をして加工開発を進めるということになるのですが、そことはかわりはないということですのでよろしいのでしょうか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 現在進められております更高の連携事業につきましては、直接的にこの調査のほうとは連動はしておりませんが、商品開発につきましては更別高校さんと地元企業さんの融合ということで、そこでできた商品等につきまして、またそれらを販売をしていくですとか、今回につきましては製造会社さんといいますか、企業さんがついておりますので、そちらの心配はないのかなと思うのですが、さらなる商品開発の場所ですとか、発展性のある施設として位置づけることができれば今後も検討は進めてまいりたいと考えているところではございますが、具体的には連携はしてございません。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 89、90ページの商工総務費、備考欄、13の委託料に含まれる消費生活相談員なのですが、この相談件数やニーズというものをちょっと教えていただけますか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 消費生活相談の委託料の実績ということでございます。申しわけございません。相談件数等ちょっと手持ち資料ありませんので、後ほど件数につきましてはお答えさせていただきますと存じます。

ニーズ、あと事業の中身でございますけれども、現在は中札内村の消費者協会のほうに委託をして、有資格者である方に月2回来ていただいているところでございます。従来は村のほうで相談ができる方、外部の方をお願いをしまして来ていただいて、謝礼を払っていたという仕組みでございましたが、外部、遠方から来られるということもあって、なかなか定期的な開設が難しいという中で、更別の中には消費者協会がございませんので、お隣の中札内村の消費者協会のほうにお話をさせていただいて、連携してやっていただけるということで昨年度から委託事業として正式に組んだところでございます。具体的な件数は後ほどお答えしたいと思いますが、ニーズとしましては正直余り多くはないというのが実態でございます。数十件に上るですとか、そういった実績では今のところはありませんので、金融関係の相談ですとか、インターネット関係での相談ですとか、そういったもの

が入ってくるというような形でございます。

件数については、後ほどお知らせしたいと存じます。

以上でございます。

○議長 長 では、太田さん、後ほど。

○2番太田議員 はい。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 では、この消費生活相談員というのは、何か資格が要るとか、そういったことなのですか。あとそれと、村で決まりがあって雇わなければいけないというものがあるのか教えてください。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 消費生活相談の窓口につきましては、法律によりまして行政が1次相談窓口を担わなければならないということになってございます。そこに置かれる有資格者として消費生活相談員というような、国家資格といいますか、そういったものではないのですが、幾つかのそういうところに望ましいと思われる民間の消費者協会が認定する資格ですとか、そういったものを有する方を配置するのか望ましいということでございまして、中札内村の消費者協会さんのほうにはそういった資格を取られている方が複数名いらっしゃいますので、その方にお越しをいただいているというのが実態でございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 92ページの備考欄(4)にある地域おこし協力隊についてなのですが、この成果をどのように考えていますか。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 地域おこし協力隊の成果ということでございますけれども、産業課で配置しております協力隊につきましては観光、特産品開発部門ということで、観光につきましては主に村の情報発信、フェイスブックの更新ですとか、観光協会業務、またイベントの企画立案等にもご尽力をいただいているところでございます。また、特産品の開発部門につきましては、どんぐり推進部会の業務でありますうどんの製造、こちらのほうにも従事をしていただいている傍ら、新たな特産品の開発ということで研究も進めていただいているところでございます。その中から、具体的な商品化というふうなうたったものは現段階ではまだないのですけれども、中でもスモモ等を活用した調査研究につきましては日々研究をしていただいているところでございまして、今年度も引き続きフリーズドライの加工を検討したり、そういった業者のほうにも視察に行くなど、有効な活用方法がないかというような部分を模索をしているところでございます。成果と申しますと、具体的な定量性の数値成果というものは正直申し上げられるような評価にはなってございませんけれども、観光、特産品の開発部門での雇用している中におきましては、その分の力は十分に発揮していただいているものというように考えてございます。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 協力隊は協力隊で村でいろいろ考えて仕事をしていることと思うのですが、住民の声から、地域と一体感が余りない、仕事はしているのかもしれないけれども、そこで加工品をつくったりしていて、祭り行事だとか、みこしとかもそうなのですから、そういったところでもっと自由に飛び回れて、地域の人と一体感を持ったようなつながりが持てる場があるといいとの声も聞こえてはくるのですが、そのようなことはどのように考えていますか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 おっしゃるとおり、地域おこし協力隊という制度自体非常に今となってはポピュラーな制度ということで、日本全国でいろんな協力隊の活動スタイル等も紹介されておりまして、とりわけ紹介の中で際立つものは地域と密着した形がやはり報道にも多く載ってくるものというふうに存じてございます。雇用の形態といたしますか、地域おこし協力隊を受け入れる受け入れ態勢の違いというものも各自治体ごとにございまして、現在は村の臨時職員というような身分で雇用というような形で採用してございます。当初は雇用という形ではなく、謝礼という形で村の身分をつけないで来ていただいていたのが最初の始まりではあったのですが、協力隊側のニーズといたしますか、応募される方のニーズから、やはり雇用というものは非常に大きな、身分の保障があるのか、ないのかという部分については、手を挙げる際にほかの町村とも比較して選択肢の中で大きなウエートを占めているという実態から、雇用の形態をとらないでの募集というものに関しては応募が少ないというような課題もございまして、途中から雇用ということで社会保障制度にもものつかったような雇用の体制を整えたところでございます。

その弊害と申しますか、その反面、職員の身分ということになると自由に飛び回るといような業務の従事に関しましては、労働災害等も含めて非常に難しいところもございまして、労働問題というようなところもかかわってくるものですから、どうしても制限をせざるを得ない部分も実態としてはございます。その中で観光協会なり、プライベートな時間につきましては自由に活動していただいていることにはなるのですが、24時間365日協力隊として飛び回るといのも非常にエネルギーが必要なことかと思っておりますので、業務は業務、休暇は休暇というような形で体を休めるところも必要かなと思っておりますので、こちら雇用している側としましては時間外も使って自由にいろんなことを推奨するといようなことも伝えにくいのが実態ではございます。ただ、地域とのつながりについては、いろんな事業を通じて極力できるように整えていっている考えではございますので、特に阻害するといようなことをしているわけではないということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 次、同じ92ページの一番下の備考欄、19負担金補助及び交付金のトラクターBAMB A50万円の件なののですが、今回雨が降って当日の片づけとかもままな

らなかった状況で、実行委員方式でやっているということで、村の方もかなりの人数が携わってくれていると思うのですけれども、この片づけ、祭りというのは準備から片づけまでが僕は祭りだと思っていて、祭りの次の日の対応というか、実行委員方式で来れる人だけということだったのですけれども、前日が雨の日だということもあって、片づける量が物すごく多かったのです。その中で、来てくれるといっても、来ている人だってもちろん仕事もある中で、片づけなければいけないという責任、祭りの一貫として責任を持って来てくれている人たちが主で来てくれているのですけれども、それに対して、前日から雨が降って次の日の片づけが大変だということがわかっているにもかかわらず、村と一緒に実行委員方式で動いているのに、指示の仕方、次の日も例えば今回の片づけは15人か20人ぐらいで片づけたのですけれども、村でそれが5人来れば、10人来れば1時間かかるものが30分で終わったり、人が来てくれれば来てくれるほど短時間で終わって、仕事にも支障がない状態がくれたかなと思うのですけれども、実行委員方式で一貫して祭りをつくり始めるときから終わるまで、これが一つと考えたときに、このようなお金を出して、もちろん一緒に手伝ってくれたりしているのですけれども、このような考え方というか、月曜日一緒になって片づけに、応援要請に出れなかったのはなぜなのかというところをお聞かせいただけますか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 トラクターBAMB Aにつきましては、実行委員会形式で運営をされているイベントということでございまして、村のほうでは必要な部分について要望に基づいた助成を行っているところでございます。実行委員会の構成も200名程度になっているものというふうに認識をしております。その中には役場の職員も名前を連ねているところでございます。あくまでも役場の職員としてというよりは、それぞれ個人のボランティアといいますか、地域活動の一環、また自分の趣旨、主義に賛同するということで実行委員会に参画しているものというように整理をございまして、村のほうから特に実行委員を指名して職員を派遣しているわけではございません。

そういった中で、平日でのそういった活動につきましては特に村のほうでも制限をかけているというようなことはございませんで、休暇をとるなり必要な措置をしながら、出られる方は出ていらっしゃるものというように認識をしております。組織的、村役場の組織として月曜日極力そちらに行くようにというような指示もなかなか、それぞれ業務を持った中で、それは農家の方も商工業の方も同じだというふうには認識しております。どうしても出れない方は出れないのかなと、200人からいる方で15名程度しか来られていなかったというお話ですので、そのあたりは実行委員会の中でも課題としてご検討いただければなというふうに考えているところでもございまして、役場の職員のほうにつきましても、極力出れる方は仕事の都合がつくのと休みがとれる環境であれば出る分には差し支えないのかなというふうには認識しているところでございます。

お答えになったかどうかわかりませんが、村として特に制限をしたり、また出るように

という指示をするというようなことは難しいのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 トラクターBAMBA、もう15回目を迎えたりするわけですが、そういった中で規模が2万人とかふえている中で、村はどういった位置づけ、トラクターBAMBAの位置づけというもの、規模が大きくなってきて、今村でもこれだけの人が携わってきて、村外からも人が来ると、そういった祭りを成功させるためにどういったことが正しい、正しいと言ったらあれなのか、要するにボランティアで出るとか、そういうのはわかりますけれども、村にとっても僕はすごく利益のあることだと思うのです、このトラクターBAMBAというのは。そういったことも含めた中で、現実いたのが通常業務なのだけれども、有休を使って片づけに来ていると、そういったボランティア心を持った人が何で、村全体で考えなければいけない問題なのに、その人は有休をとって片づけに来ているのかなというの僕もすごく疑問だったし、個人事業主なら自分の仕事ちょっと抜けてできるのかもしれないけれども、やっぱり役場職員となったときにはなかなか指示があったりとかしなければ動けないところもあると思うのですけれども、現実職員の中に有休とったとか、半休とったのかわからないのですけれども、そうやって休みをとってボランティアに来ていたという実態があったので、その辺の更別村が思っているトラクターBAMBAというものを村長にお話しいただければなと思うのですけれども。

○議長 長 西山村長。

○村長 今この部分では27年度の部分での決算ということですので、太田議員さんが今おっしゃったのは今年度のトラクターBAMBAの片づけ等に関する部分で、それについては私もいろんなところから住民の皆さんからご意見をたくさんいただいております。だから、その部分については、今本内課長が答弁しましたように、実行委員会の中での問題とか、あるいは村としての位置づけとかという部分については今後考えていかなければならないというふうには考えています。BAMBAは、私は村長になるときに皆さんに、村民の方にお話ししました。村づくりの根本が、いわゆる典型がここにあるというふうな形で私は言いました。それはなぜかといいますと、異業種の人たちが一つのイベントを成功させるために、それぞれの垣根を超えて、そして集まりながら、結集しながら一つの目標に向かってやり遂げる。これは本当に、いわゆる住民パワーといいますか、いろんな部についてみずからがみずからの村のイベントを成功させていくという点では非常に重要なことでもありますし、これは私は村づくりの根幹にかかわる部分だというふうに考えています。したがって、今回決算のあれなのですけれども、今後BAMBAのあり方含めましていろんな部分でいろいろと考えていきたいなというふうに思いますし、いろんな広がりも見せております。ことしの女性のレースには農水省から直接、補助とまではいきませんが、いろんな支援をいただいております。いろんな部分で広がっておりますので、

いろんな部分も含めましていろいろと検討させていただきたいというふうにお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 91ページ、92ページの関係の観光、物産関係、委託料の部分は特産品開発の部分ということで、シャクヤクや農工の部分も含めて予算づけしていますということで、ここにはスモモの部分が入っていないということに多分なと思うのですが、農林水産部門でもスモモの部分の経費というのは入っていると思うのです。さまざまな助成金の部分でスモモのサイダーの特産品開発の部分はまた違う部分の項目で予算づけということで、全体的にスモモの部分だけの予算というのはどこを見ても数字が出てこないのですけども、今村としてスモモを活用した部分でリキュールも含めて、ジャムも含めて、さまざまな事業に取り組んでいるので、その辺も含めてスモモの部分の木の状況だとか、管理の状況、採取の量の部分だとか、そういう部分も含めてこの場で聞くのは、この科目で聞くのはどうなのかなと思ったのですが、特産品と位置づけるのであれば、ここで聞くしかないかなと思って今聞いているのですが、スモモに関して全体的な27年度の状況だけちょっと説明願えればありがたいと思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 スモモ関連の特産品開発に係る費用等のお話でございますけれども、スモモの実としての予算化というのがちょっと見えにくい状況になってございます。経費につきましては、収穫、また管理につきましてはプラムカントリー費のほうに計上がございまして、すももの里というところがどんぐり公園の一部という位置づけでございまして、管理につきましてはその指定管理者制度を活用して管理をしていただいているということでございますので、経費のほうはそちらのほうに含まれているというようなところでございます。収穫等につきましても、あわせてその指定管理のほうで賄っていただいているところでございまして、指定管理の委託料の中にその分の経費も含めてのっているところでございます。

それらを活用した今度は特産品としての開発に関してなのですが、現状地域おこし協力隊ですとか職員みずから、一部加工といいますか、そういったものは日常業務の中でスモモの実を種をとって冷凍保存する作業というのは自賄いで行っているということでございますので、特段外部委託等をしていないことから、経費についてはこちらのほうにも出ております。強いて申せば、地域おこし協力隊の賃金の中からもその分は直接経費としてかかわっている。何日間かそちらに出ていれば、その分はそういうふうになるかというふうに思っております。また、それらの実を活用して新たな商品開発という部分にしましては、幾つかのステップが必要になるかなとは思ってございまして、現段階では協力隊の発案による加工を試みたりだとか、そういったことについては日常の活動の中で行っておりまして、この後それらを具体的に商工業者の方ですとか、企業での商品化ですとか、

そういったところに向いた際に必要な経費が出てくれば、改めて予算計上を特産品の中でさせていただきたいなというように考えているところでございます。

以上です。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今現在でも実のほうの部分は数字としては難しいというような話ですけども、一応リキュールの部分に関しては送って、買ってもらっています。スモモサイダーについても地元業者の加工する人を買っていただいているというような部分も含めて、特産品として動き出している部分ありますし、この辺はきっちりとスモモはスモモという部分である程度数字の見えるような予算づくりというか、そういう部分を今後はもう進めていかなければならないのでないかなと思います。さらに、スモモの実の収穫についても、だめになった木については植えかえをしていかなければならないという部分もありますので、また今度そういう経費もだんだん出てきますので、それがふるさと館のプラム費のほうで管理をしていくのか、特産品として商工として進めていくのかという部分のすみ分けも含めてもう少し今後検討していったほしいなと思うのですが、その部分についてはどういうお考えしているか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ご指摘のとおり、実際にはスモモの実を活用した民間企業さんの商品というのは非常に数もふえてきているところでございます。ご指摘のとおり、スモモに関する取り組みが予算上非常に見えにくいというご指摘でございますので、今後はスモモを活用した部分の事業が予算上明らかになるような予算編成について検討を進めてまいりたいと考えております。なお、指定管理者の委託料の中にそれらの経費も一部含めて指定管理更新したところでございますので、タイミングにつきましては、そこに含まれていない経費につきましては今後新たに予算措置が可能ですが、それらも含めて木の更新、剪定等も含めてそちらの指定管理の委託料に含まれているものですから、それらを包括したものにつきましては現在の指定管理が一区切りついたときにあわせて検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今本内課長答弁しましたがけれども、高木議員さんおっしゃったとおり、スモモに関してはいろんな部分で特産品とか、かなり広がりを見せております。もう一方で、ご指摘があったように管理とか収穫、あるいはそれにかかわる部分でのお話もたくさん聞いております。ということで、これからの例えばあそこをどうするのかという問題と、たくさんいろんな開発品が出ているので、ほかにもふやさないのかというようなこともあったり、いろんなお話も聞いています。今本当に前向きな形で岐路にきているというふうに思いますので、その辺の部分でこれを特産品として村のメーンにできるという要素はたくさんありますので、その辺の部分で前向きに検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 次に、91ページ、款8土木費に入ります。

補足の説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 款8土木費について補足説明させていただきます。

款8土木費、予算現額5億7,222万7,000円で、支出済額5億5,626万5,115円、不用額1,596万1,885円となっております。

項1土木管理費、93、94ページをお開きください。目1土木総務費、支出済額365万2,962円で、不用額12万7,038円となっております。主な内容は、道路台帳管理と地籍管理となっております。道路現況調査につきましては、別冊の平成27年度各会計決算資料14ページをご参照願います。

項2道路橋りょう費、目1道路維持費、支出済額7,104万4,414円で、不用額1,084万9,586円となっております。除雪出動が予想より減となったことによる除雪対策経費、委託料ほかの減が主な要因でございます。

目2道路維持改良費の支出済額2,795万5,886円、不用額49万1,114円となっております。主な事業は、街路灯の管理と村道舗装補修及び区画線工事を実施しております。不用額の主なものは、備考欄(1)、街路灯維持補修費、節11需用費の修繕費の減となっております。昨年度におきましては、節16で原材料費、コンクリート管を、節18備品購入費で凍結防止剤散布機を購入しておりました。

95、96ページをお開きください。目3道路新設改良費の支出済額2億3,033万2,524円で、不用額3万3,476円となっております。主な事業は、備考欄(1)、道路改良舗装事業、単独の工事請負費で、事業内容は道路整備として東栄協和線改良舗装工事、勢雄17号甲改良工事を実施しております。村道舗装強化として、南1線、南2線乙、更別西3条線、広域縦断線のオーバーレイを実施しております。市街地において本町5丁目線街路舗装工事、更別東2条線、更別仲通歩道改修工事を実施しております。また、本町5丁目線に係る土地を取得しております。

目4橋りょう維持改良費の支出済額1,171万2,310円で、不用額2万1,690円となっております。主な事業は、備考欄(1)、橋りょう整備事業の節13委託料で橋梁補修調査設計を、節15工事請負費で2橋の橋梁補修工事を実施しております。前年度は、節19負担金補助及び交付金ということで河川改修に係る道路橋調査の北海道負担分を計上しておりました。

目2から4の事業内容は、別冊の平成27年度各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計建設事業費調べ4ページをご参照願います。

項3住宅費、目1住宅管理費の支出済額2,114万1,897円で、不用額29万6,103円となっております。不用額の主なものは、節7賃金で空き家公住の通路除雪の対象がなかったこと、また節11で需用費の消耗品の減が主なものです。主な事業は、97、98ページをお開きください。備考欄(4)、村営住宅等改修事業、補助の工事請負費で事業内容は公営住宅の長寿

命化のための改善として新栄団地、コーポ凌雲の屋根、外壁改修工事を実施しております。

目2 民間住宅整備費の支出済額は1,364万1,000円で、不用額150万円となっております。備考欄の(1)、太陽光発電システム普及促進事業は、設置工事助成として住宅用1件、事業用1件において助成しております。(2)、民間住宅建設促進事業は、住宅建設助成として13件に助成しております。不用額につきましては、太陽光発電普及促進事業及び民間住宅建設促進事業の執行残となっております。

目3 住宅建設費の支出済額1億6,022万4,122円で、不用額2,878円となっております。主な事業は、備考欄(1)、村営住宅等整備事業、補助の工事請負費で住生活基本計画及び公営住宅長寿寿命化計画により若葉団地公営住宅新築工事実施設計委託業務、曙団地公営住宅建てかえ基本設計委託業務及び若葉団地の建てかえ工事を実施しております。

目1と目3の事業の内容は、別冊の平成27年度各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計建設事業費調べ3ページをご参照願います。

目4 賃貸住宅建設促進費は、繰越額で1,920万円、支出済額1,656万円です。不用額は264万円となっております。賃貸住宅建設費助成として2棟14戸分に助成しております。不用額につきましては、執行残ということとなっております。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 住宅費の関係なのですが、曙団地等でカビがすごいという声がすごく聞こえてくるのですけれども、そのカビに対することの修理とか、そういったことは余りないのですか。そして、今後の対策とか、何かそういった課題等は見えているのでしょうか。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 カビにつきましては、まずこれは入られている方については現状ではちょっと難しい状況となっております。退去された方の家につきましては、次入られる方のために、カビ生えているということもありますけれども、壁紙の張りかえというのを対策として行くと。湿気対策につきましては、はっきりとした要因が見えていないという状況もありまして、根本的な対策というところについては現状についてはちょっと考えてはいないところなのですが、今後これからの計画の中で、曙も新しく建てかえるということもありますので、その中で検討できればというふうに考えているところでございます。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、97ページ、款9 消防費に入ります。

補足の説明を求めます。

山内総務課参事。

○総務課参事 それでは、款9 消防費について補足説明をさせていただきます。

97、98ページをお開きください。款9項1消防費につきましては、繰越事業費及び予備費充用を含めまして予算現額2億1,647万9,000円に対しまして、支出済額2億1,606万4,713円でございます。不用額につきましては41万4,287円でございます。

目1消防費の予算現額でございます。2億1,089万9,000円に対し、支出済額2億1,072万5,000円、不用額につきましては17万4,000円でございます。この不用額17万4,000円につきましては、前年度からの繰り越し分でございます。消防救急デジタル無線の整備並びに高機能指令センターの整備、これの入札結果の執行残となったものでございます。続きまして、備考欄(1)、南十勝消防事務組合補助金等は、南十勝消防事務組合消防本部及び更別支署負担金、また新たにとかち広域消防事務組合負担金として前年度比較501万9,000円の減となっております。支出済額2億1,072万5,000円の内訳につきましては、とかち広域消防事務組合負担金として212万3,000円、更別支署負担金1億4,865万9,000円、消防本部共通経費1,054万1,000円となっております。なお、とかち広域消防事務組合運営負担金につきましては、予算不足が生じたために予備費から6,000円充用してございます。また、更別支署負担金につきましては、前年度と比較をいたしまして1,151万8,000円の増となっております。主な要因といたしまして、更別支署庁舎仮眠室改修工事、また人件費の増加によるものでございます。なお、詳細につきましては、お手元に配付の更別支署決算資料をお目通し願います。

次に、目2災害対策費でございます。予算現額558万円に対しまして、支出済額533万9,713円、不用額24万287円でございます。備考欄(1)、防災・国民保護事業につきましては、防災行政無線施設の電気料、また戸別受信機の修繕費及び保守点検等の費用となっております。前年度比較152万10円の減となっております。不用額24万287円につきましては、戸別受信機等の修繕費の減によるものが主なものでございます。続きまして、備考欄(2)、防災情報通信設備整備事業464万4,000円につきましては、平成28年度の防災無線デジタル化整備に備え、電波伝搬調査、既存施設の劣化度調査を行ったものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午前11時37分 休憩

午後1時30分 再開

○議長 長 休憩前に続き会議を開きます。

先に、先ほど太田議員の質疑に対し一時説明を保留しました消費生活相談員の活動実績について説明を求めます。

本内産業課長。

○産業課長 それでは、午前中にご質問いただきました消費生活相談の対応件数についての実績についてお答えいたします。

平成27年度の実績につきましては、相談件数は5件となっております。なお、平成28年度は先月末時点で2件の相談を承っているところでございます。

答弁が遅くなりましたことをおわび申し上げます。

以上です。

○議 長 太田議員、よろしいですか。

○2番太田議員 はい。

○議 長 この件は終了させていただきます。

99ページ、款10教育費に入ります。

補足の説明を求めます。

川上教育次長。

○教育次長 それでは、款10教育費について補足説明させていただきます。

99、100ページをお開きください。予算現額3億9,519万1,685円、支出済額3億6,029万2,783円、翌年度繰越額2,842万7,000円、不用額647万1,902円であります。前年度の支出済額と比較しますと1億3,772万5,835円の減となっておりますが、その主な要因は前年度には各施設の改修事業を実施したことによるものでございます。

項1教育総務費、予算現額1億5,605万6,685円、支出済額1億5,552万6,509円でございます。不用額は53万176円でございます。

目1教育委員会費、支出済額3,224万7,503円、不用額30万4,497円、不用額の主なものとしまして19負担金補助及び交付金28万8,177円は、備考欄(4)、更別農業高校生徒確保等支援事業の更別農業高等学校教育振興会助成金の執行残でございます。備考欄(2)、教育総務補助金等、經常分、節19負担金補助及び交付金141万7,356円、教育関連団体、協議会等の負担金であります。備考欄(3)、更別農業高校教育支援事業、節19負担金補助及び交付金479万円、内訳は教育振興支援事業275万円、海外実習派遣事業204万円であります。備考欄(4)、更別農業高校生徒確保等支援事業(臨時分)、節19負担金補助及び交付金2,423万5,467円、更別農業高等学校生徒確保の支援事業であります。生徒確保の支援といたしましてスクールバス負担金、各種資格の取得、全国農業クラブ大会等への支援助成であります。

目2事務局費、支出済額1億2,317万2,407円、不用額22万5,278円、備考欄(2)、指導主事共同設置事業585万6,159円ですが、中札内村との共同設置による指導主事活動経費でありまして、平成26年度からの3カ年、指導主事の執務場所は中札内村でありますので、事業費の2分の1を中札内村へ負担しているところでございます。

101、102ページをごらんください。目3こども夢推進費、支出済額10万6,599円、不用額401円、備考欄(1)、こども夢基金事業、節19負担金補助及び交付金4万3,000円は、小学

生を対象とした茶道教室の事業費であります。備考欄（２）、こども夢基金積立金、節25積立金 6 万3,599円につきましては、寄附金が 6 万円と基金利息3,599円であります。

項 2 小学校費、予算現額5,843万5,000円、支出済額4,098万4,552円、翌年度繰越額1,623万3,000円、不用額121万7,448円。

目 1 学校管理費、支出済額3,927万6,506円、翌年度繰越額1,623万3,000円、不用額112万9,494円でございます。翌年度繰越額の内容でございますが、15工事請負費でバスケットゴールの耐震化工事につきまして12月補正予算において計上したところですが、年度内の実施が困難となりましたため、特定財源であります国庫補助金及び地方債が繰越事業として対応が可能だったため、翌年度繰り越しとしたところでございます。不用額の主なものといたしまして、11需用費の不用額78万2,469円は、備考欄（１）、小学校運営経費の修繕費、備考欄（２）、学校施設維持管理経費の光熱水費などの執行残であります。備考欄（１）、小学校運営経費2,444万7,201円ありますが、節 7 賃金748万8,064円は特別な支援を要する児童の特別支援教育支援員として更別小学校 2 名、上更別小学校 1 名を配置しております。節18備品購入費96万7,805円は、更別小学校 3 年、4 年生用の机と椅子の更新、特別支援教室用のパーティション及び両学校において環境整備に使用する刈り払い機をそれぞれ 1 台ずつ購入したところであります。備考欄（５）、学校施設改修事業、小学校、節15工事請負費33万4,800円ありますが、上更別小学校校舎等改修工事費といたしまして、鉄棒が老朽化したため撤去及び新設を行っているところでございます。

目 2 教育振興費、支出済額170万8,046円、不用額 8 万7,954円であります。備考欄（１）、教材備品購入経費、節18備品購入費59万4,700円につきましては、逆上がり補助板、電子キーボード、鉄琴、地図、かけ図等の教材を購入したところあります。

103、104ページをお開きください。項 3 中学校費、予算現額3,746万1,000円、支出済額2,380万2,387円、翌年度繰越額1,219万4,000円、不用額146万4,613円。

目 1 学校管理費、支出済額2,277万825円、翌年度繰越額1,219万4,000円、不用額156万1,022円であります。翌年度繰越額の内容ですが、小学校費と同様にバスケットゴール耐震化工事を翌年度繰り越しとしたものです。不用額の主なものといたしまして、11需用費127万2,095円は備考欄（１）、中学校運営経費の消耗品費、備考欄（２）、学校施設維持管理経費の燃料費、光熱水費、修繕費などの執行残であります。備考欄（１）、中学校運営経費878万8,552円ありますが、節 8 報償費26万9,000円につきましては、保健体育、武道の柔道にて介護補助者を配置、またいじめ等に対する適応指導員を継続して配置しているところであります。節18備品購入費46万9,800円ありますが、印刷機 1 台を購入しております。備考欄（３）、外国語指導推進事業、節13委託料441万8,712円ありますが、外国語授業の充実のため外国語指導助手を配置し、また小学校の授業、幼稚園での保育及び一般住民の英語教室などへも対応して実施しているところでございます。備考欄（６）、学校施設改修事業、中学校、節15工事請負費234万3,600円ありますが、教室や特別教室の一部についての補修、特別支援学級用のパーティション新設、経年劣化による電灯用変圧器取りかえ

工事を行っておるところでございます。

105、106ページをお開きください。項4 幼稚園費、目1 幼稚園管理費、予算現額3,771万4,000円、支出済額3,724万2,107円、不用額47万1,893円、不用額の主なものは、7 賃金11万9,222円は備考欄(1)、幼稚園運営経費の幼稚園教諭賃金などの執行残、11 需用費26万5,417円は備考欄(2)、園舎維持管理経費の修繕費などの執行残であります。備考欄(1)、幼稚園運営経費1,874万9,336円の主なものでありますが、節7 賃金1,379万7,778円につきましては幼稚園業務に伴います臨時及び嘱託職員の賃金であります。備考欄(4)、園舎改修事業610万7,400円につきましては、節11 需用費49万1,400円につきましては更別幼稚園の屋外木製遊具の塗装、節13 委託料561万6,000円は上更別幼稚園園舎建設基本設計を行っているところでございます。なお、上更別幼稚園の基本設計につきましては、上更別地域における子育て環境の充実を図るため、ゼロから2歳児の保育、放課後の子どもの居場所、子育て支援などの機能をあわせ持った認定こども園を上更別福祉館に連結させて整備する方針としたところです。なお、園舎改修事業につきましては、別紙の一般会計建設事業費調べ4ページにも記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、項5 社会教育費、予算現額3,165万4,000円、支出済額3,066万4,421円、不用額98万9,579円。

目1 社会教育総務費、支出済額2,107万338円、不用額28万7,662円、不用額の主なものでございますが、107、108ページをお開きください。11 需用費22万212円は、備考欄(6)、文化推進経費の修繕費などの執行残でございます。備考欄(3)、青少年教育推進経費339万911円ではありますが、青少年劇場開催経費、地域子ども会、子ども交流事業等の経費でございます。なお、子ども交流事業につきましては、平成27年度は東松島市で交流を行っているところでございます。続きまして、備考欄(6)、文化推進経費515万3,496円でございますが、109、110ページをお開きください。節11 需用費232万3,836円は村内文集、総合誌さらべつの印刷製本費と更別発祥の地碑の修繕費などでございます。節19 負担金補助及び交付金269万7,000円は、文化協会活動助成、文化振興講演等の助成金でございます。備考欄(7)、図書室運営経費658万3,204円、節7 賃金439万758円については、図書管理職員2名の賃金であります。節18 備品購入費144万5,005円につきましては、図書の購入費でございます。

目2 社会教育施設費、支出済額959万4,083円、不用額70万1,917円、不用額の主なものでございますが、11 需用費66万8,034円は備考欄(1)、農村環境改善センター維持管理経費の燃料費、修繕費などの執行残などであります。

項6 保健体育費、予算現額5,987万1,000円、支出済額5,873万8,998円、不用額113万2,002円。

主なものでございますが、目1 保健体育総務費、支出済額314万5,626円、不用額12万9,374円、スポーツ推進委員の活動費、ときめき夢民塾等のスポーツ教室開催に伴う経費、体育連盟及びスポーツ少年団の活動の助成でございます。

111、112ページをお開きください。目2 体育施設費、支出済額3,404万5,330円、不用額59万7,670円、不用額の主なものでございますが、11需用費52万8,317円は114ページの備考欄(6)、トレーニングセンター維持管理経費の燃料費などの執行残であります。主なものといたしましては、111、112ページの備考欄、柔剣道場維持管理経費から113、114ページの(7)、村民スケートリンク造成管理経費まで、いわゆる体育施設の維持管理経費となっているところでございます。

目3 学校給食費、支出済額2,154万8,042円、不用額40万4,958円、不用額の主なものといたしましては、11需用費21万4,888円は備考欄(2)、学校給食センター維持管理経費の燃料費、光熱水費などの執行残などであります。備考欄(3)、学校給食センター運営経費1,446万8,711円、節7 賃金1,266万円でございますが、調理員及び給食配送業務員の賃金であります。115、116ページをお開きください。備考欄(4)、学校給食センター改修事業90万8,928円、節18備品購入費は器具殺菌庫、冷蔵庫内温度測定装置を購入しております。備考欄(5)、ふるさと給食助成事業及び(6)、保護者負担軽減事業につきましては、継続して実施したところでございます。

項7 教育諸費、予算現額1,400万円、支出済額1,333万3,809円、不用額66万6,191円。

目1 研究奨励費、支出済額643万5,520円、不用額39万7,480円、不用額の主なものでございますが、19負担金補助及び交付金39万6,922円につきましては備考欄(2)、研究奨励事業補助金等の各種教育関係団体の決算に基づき助成金を会計に戻し入れたことによるものでございます。備考欄(1)、教育奨励事業経費、節11需用費411万6,442円につきましては、学校教育推進協議会などの教育団体が発刊しております村内文集どんぐりや27年度におきましては5年度ごとに発行しております小学校3、4年生社会科の副読本などの発刊物の印刷製本費がふえているところでございます。備考欄(2)、研究奨励事業補助金等231万9,078円、学校教育及び学校運営等に関する団体であります学校教育推進協議会、教育研究所等への活動助成金であります。

目2 学芸奨励費、支出済額612万8,963円、不用額11万6,037円、不用額の主なものでございますが、8報償費11万5,134円は、備考欄(2)、教育奨励賞事業経費の教育奨励賞記念品の執行残などであります。備考欄(5)、各種文化・スポーツ大会派遣事業159万9,602円でございますが、児童ソフトテニス、スケートの全道大会及び全国の柔道及びスケート大会へ派遣助成を行ったところであります。(6)、入学祝金支給事業、節8報償費275万円でございますが、子育て家庭への就学準備支援及び子どもの健全育成を目的としまして55名の児童生徒の保護者に支給したところでございます。

目3 財産管理費、支出済額76万9,326円、不用額15万2,674円、こちらは教員住宅の維持管理経費となっております。不用額の主なものといたしましては、118ページの11需用費15万1,911円につきましては教員住宅修繕費の執行残などです。

最後に、教育関係の決算資料といたしまして、各会計決算資料の15ページには学級数、児童生徒数、教職員数の状況、16、17ページには社会教育、体育施設の利用状況、18ペー

ジには給食センターの給食提供の状況、21ページには各施設の維持管理状況等を、また一般会計建設事業費調べ4ページには園舎改修事業について記載しておりますので、こちらでも後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で款10教育費の補足説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 104ページの目1学校管理費の中にある備考欄の外国語指導推進事業についてなのですが、ALTを雇って、それに対する費用対効果というか、いろいろな子どもに対する効果、学力向上などにあらわれているのか、そういったところはどのようなになっているのでしょうか。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 ALTの事業でございますが、はっきりと英語教育の指標というものが今の調査、いわゆる全国学力調査の中にも項目がないというところもありまして、はっきりと今のALTの事業が具体的に英語力に影響を与えている云々というところの分析はこちらのほうではできかねている状況でございます。

以上です。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 そういふことなのですが、ALTのメリットとしては、先生がすぐ見つかったりだとか、そういったところにもあると思うのですが、まだ学力の向上とか、そういった面でははかってもいないというところなのですが、私ALTを国際交流員、昔あったような地域に密着した形に戻すのがいいかなと思うのです。というのは、ALT、先生見つかりやすいといっても、再々先生がかわっているという状況で、子どもの教育に関して中学校見てもらっているけれども、半年ぐらいたったら人がかわっている。ここの実態というのは、外国人がまず日本に来て仕事がないとか、まず仕事を見つける場としてこういったところに登録するというところが1つあると思うのです。そこで、外国人が日本に住む中で、自分たちがもうちょっと向上できるということがあれば、ここではなくてワンステップ上がったところに行ってくると思うのです。そういったことを考えるなら、国際交流員というのに戻して、そういった雇用を生み出していけば僕はALTよりも学びのレベルが高い人が来ると思うし、もちろん子どもたちに英語を教える、話せるという時点では母国語として持っていることですから、専門的というか、教育者としてのそこまでの教育レベルというものよりは、言語を上手に楽しく教えてあげられるかということが大切だと思うのですが、そういった地域密着型の国際交流員に変えるという今後のビジョンというものは何かありますか。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 現在のALTの状況でございますが、平成24年から現在のALTの事業とし

て委託会社に人材を派遣していただいているという状況なのですが、平成24年度からは1年たって人員がかわって、その次には2年たって人員がかわりまして、その次には1年3カ月、その次には短期ということもあって一月で人がかわりまして、現在のALTが在籍しているという状況になっております。こちらにつきましては、一応学校現場等のお話の中でも人がかわって授業の構成が協議がなかなかうまくいかないというようなことも若干のお話もありますので、そういったところにつきましては先ほど太田議員が言われたような直接雇用的なところも視野には入って、検討も進めなくてはいけないのかなというところはちょっと感じているところではございます。

以上です。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 ただいまの質問の中で国際交流員ということでお話がございました。確かにALTの前は国際交流員ということで、何年も務めていただいた方がおります。そういう方は、当然日本語も達者で、地域の方とのコミュニケーションもきちっとできたというふうに私は捉えています。現在来ていただいているALTの方、派遣の方ですけれども、日本語がしゃべれない方が来たりとかいうこともありまして、子どもたちとのコミュニケーションがとりにくいのかなというのも私は感じております。そういう意味からいけば、今お話がありましてとおり国際交流員に戻していくという部分も私は大切だと思っておりますので、その辺も含めて今後検討させていただきたいなと思っております。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 100ページの更別農業高等学校の支援事業に関するもので少し詳細について説明を加えていただきたいというふうに思います。

まず、19の(3)番の教育振興支援ということで海外実習の助成金を出していると思いますが、何名で、更別の出身の生徒がいるのかどうかという確認が1点。それから、更別高校の生徒確保の支援でバスの運行をしているということでございますけれども、バスの台数並びに運行の路線、それについての詳細についての説明をお願いしたいと思います。今更別高等学校に進学している更別村内の児童は何人いるのか、学年別で構いませんので、それをご説明いただきたいと思います。

○議 長 調査のため2時10分まで10分間休憩とります。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの安村議員の質問に対して、川上教育次長。

○教育次長 先ほど安村議員からご質問がございました。

まず、更別農業高校の海外実習派遣事業でございますが、生徒3名及び引率教諭1名の派遣としておりまして、その中にことは更別出身の生徒はございません。

続きまして、更別農業高校の生徒確保支援事業の中のスクールバスの負担でございますが、3コースのスクールバスを運行しておりまして、こちらにつきましては保護者の方が運営しているスクールバスでございます、帯広コース、芽室コース、幕別コースの3コースで運営しておりまして、27年度におきましては87名の方が利用しているところでございます。そちらの事業費が27年度につきましては1,641万6,000円のスクールバスの助成となっております。さらに、路線バスにつきましても負担の助成をしているところでございまして、こちらにつきましては西帯からの路線バスができたということで26年度よりもかなり利用がふえまして、45名の方が利用しておりまして、27年度の実績につきましては533万3,503円の利用助成の実績となっております。

以上でございます。

○議 長 地元生徒は。

(「在校生」の声あり)

○教育次長 済みません、在校生ですね。今現在の更別農業高校の在校生につきましては、更別出身は3名でございます。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 あえてそれを今説明を求めたというのは、在校生の問題も抱えて、これだけの財源確保をして存続も含めという形の中で地元の中学生在が地元に行かないという部分の歯がゆさ、あるいはそれに基づく対策という部分が当然必要になってくると思われるのですけれども、その点の捉え方。あるいは、せっかくの大事な村の財政をこれだけ毎年繰り入れるという部分がございますので、その点の見解と必要性について少し説明いただければというふうに思っているのですけれども。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 確かに本村の子どもが3名しか在校していないという部分につきましては、非常に残念な部分あるのですけれども、子どもたちの職業高校以外の普通科に行きたいという選択肢もある中でこのような3名というような状況になっております。ただ、本村の高校に本村の子どもたちが行けるような環境は当然つくらなくてはいけないと思っておりますし、そういう意味で高校との連携を今後も続けていきたいなというふうにも思っております。本村の教育委員会の会議の中で校長園長会議というのがございまして、その中に高校の校長先生は入っていなかったのですけれども、ことしから高校の校長も入っていただいて、連絡、それからその辺の調整をして情報交換してまいりたいなというふうに思っております。あわせて、本村の中学生の子どもたちに改めて更別高校を理解してもらう、そういう取り組みも続けいきたいなというふうに思っております。

それから、これほど大きな財源を支援という形で高校に補助しておりますけれども、少

子化の波で本村に限らず管内の高校どこも生徒確保に躍起になっております。当然子どもたちの確保ができなければ、最悪閉校あるいは学級減というような形になっております。私どもほかの高校に負けられないような支援はこれからしていかなければならないと思っておりますけれども、ことしの入学生47名、2年生も47名、3年生も47名ということで、継続的にこの生徒数は確保されてきている状況にあります。これを見た場合に、これまで私たちが取り組んできました今回のこのような補助制度については、一定の成果が出ているのかなというふうに考えております。そういう意味で、本村になくってはならない高校の存続のために、この助成制度はこのまま引き続きこの状況で続けていきたいというのが私どもの考えでございます。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 説明いただきましたけれども、この説明に基づいての所見といいますか、これについてははっきり言いまして行政サイドの思いだけであって、村民には全然伝わっていないという部分あると思うのですよ、正直な話。海外の実習もそうです。たまたま選抜の中で漏れたということもあるかもしれませんが、基本的には1名程度は、地元の生徒が海外で視野を広めるという視野に立っての任用だと思っているのです。予算措置だと思っていますし、まして1年生から3年生、これ見れば130人から140人が全校生徒でいらっしゃるといいますけれども、実質は定員は80名なはずでして、その点の5割が確保できていない。そして、ましてその中の3名しか地元の生徒がいらない。それは、思いだけではなくて、村民に向けて広くきちっと通達というか、広くPRもすべきであるし、具体的な、そういうふうにしていくのではなくて、もう既にそういうふうにしていかなくてはならない時代に入っていると思うので、その点をもっと具体的な方針を持って進めるべきだというふうに考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 今の高校生、更別農業高校の生徒さんは、非常に更別村に愛着を持って勉強していただいております。その中で、学校の取り組みとして地域に溶け込むという意味でいけば、末広学級との交流をしてみたり、幼稚園との交流をしてみたり、地域にはかなり出ていっている学校だと私は認識しております。今後も地域に溶け込んで、今言われましたとおり地域に理解される学校に向けて、学校とも協議していきながら今後もこの取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんのお話あったのですけれども、いろいろな補助とか支援をしているわけですが、その部分について村民に対する説明が不足しているというのであれば、これについてはやはり鋭意努力してしていかなければいけないというふうに考えております。それはごもっともなことであります。今教育長が申し上げましたとおり、高

校の位置づけといたしますか、村にとっては特産品の開発とかいろんなで貢献をしていただいていますし、高校生自身が親孝行、村孝行という形で我々はそういうふうにしていきたいというような話もあります。雇用の面でも、役場にもおりますけれども、今度熱中小学校の事務員として菅さんという方が、昨年まで大手亡ジャムとかいろんなところで発表して、その子は多分海外に行っていると思いますけれども、そういうような子たちはやっぱり更別に愛着を覚えて、更別で仕事をしたいという方も出ております。そういった面では非常に可能性も広がっていますし、高校の校長先生が先日村長室に来たときには、学校の経営方針として、帯広には帯広農業高校もありますし、更別農業高校の特色をどういうふうに出していけばいいのか、今後カリキュラムを例えば商品の加工とかというふうにするにしても、いろんな面で考えていかなければならないとおっしゃっていましたし、ほかの中学校に対しても訪問したりして生徒募集、あるいは更別農業高校で見学会をしたりというようなこともしていますので、その辺のことも含めまして、私としては更別農業高校はうちの村にはなくてはならない高校であるというふうに考えていますので、村民の理解も含めて今後努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 5ページの日1 幼稚園管理費についてなのですが、正職員と準職員の人数とそれぞれの平均年齢を教えてください。

(何事か声あり)

○議 長 時間を下さい。

午後 2時18分 休憩

午後 2時19分 再開

○議 長 休憩を解きます。

教育次長。

○教育次長 幼稚園の職員の人数でございます。更別幼稚園で準職員が1名、嘱託職員が2名、上更別幼稚園で準職員が1名、嘱託職員が1名となっておりまして、あとほかに更別及び上更別幼稚園兼務の園長が1名おりまして、そのほかに更別幼稚園につきましては村の正職員が2名、上更別幼稚園も2名、それと更別幼稚園には委託の用務員が1名、それと上更別幼稚園には用務員兼延長補助、延長保育の職員が1名おります。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 それで、正職員と準職員の年齢というか、最近の雇用についてなのですが、準職員で雇用することが多いと思うのですが、若いからといって全然、私が見る限りですけれども、甘いというか、かえって勉強していて子どもの教育の仕方というも

のをわかっているなというところが評価できるのですけれども、そういったことも含めて正職員、準職員の評価の仕方だとか、今持っている課題というものはありますか。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 最近の採用状況からいけば、採用される職員は準職員という形で採用される職員が多いような状況にはなっております。役場全体の職員定数の関係もありまして、そういうような形、準職員という形になっております。ただ、準職員と、それから正職員の勤務状況につきましては変わらないような内容で、業務内容も準職員の方も正職員の方に負けないような、そういうような勤務状況で勤務していただいております。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 私は、準職員のスキルというか、このことをどのように評価しているかということで、もちろんその評価はある程度教育長も高いかなと思うところはあるのですけれども、そういった若くて今後につながっていきそうな、人材としてはすごくいい人材だと思うのです。そういったのをいつまで準職員でいるのかなとか、そういった人のやる気というものは、もちろん給料という面もやりがいというところに関連してくると思いますし、そういった面の評価を今後どう行っていくのかということが1つと、あともう一つ、例えば子どもを持つ親が相談があるといったときに、幼稚園に子どもを預けているから何か相談に行きにくい。だからといって教育委員会は何か行きにくいというような声も聞こえてくるわけですが、そういった幼稚園と教育委員会とのかかわりの中で相談窓口とか、そういったことはどういうふうに考えていますか。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 まず、準職員を正職員にという話なのですけれども、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、役場全体の職員定数の関係がございますので、今後検討させていただきたいなというふうに思っております。

あと、相談窓口の件につきましては、当然保護者の方は一番担任の先生にいろいろな面で相談しやすいのかなとも思っております。ただ、逆に保護者の方が先生に対しての相談という部分もあると思いますので、そういう部分につきましてはいつでも教育委員会では窓口となって相談を受けたいなというふうに思っております。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 112ページの上段の3行目の19負担金補助及び交付金の中で、この説明の中で体連への助成金があるという形ですけれども、体連は各種団体あると思うのですけれども、体連への助成金の算出基礎といいますか、どのような形で算出しているのか、ちょっと説明いただきたいと思います。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 体連への助成の状況でございます。体連の収入につきましては、各構成団体からの負担金及び前年度繰越金と貯金利息以外については村の助成金での対応となっております。

りますので、27年度現在では11団体が体連に加盟しておりまして、そちらからの負担金と、あと前年度繰り越し以外につきましては村のほうの助成金という形で助成しているところでございます。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 ちょっと聞き方悪かったのかもしれませんが、今11団体と言いましたけれども、それも含めて体連に助成しているわけですね。体連へ助成をしているという全体枠の百何万か200万かわかりませんが、その金額の算定基礎がどこにあるのですかというお伺いをしているのです。どのような基準で体連に出しているのですかということです。

○議 長 答弁調整のため時間を下さい。

午後 2 時 2 8 分 休憩

午後 2 時 3 5 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

川上教育次長。

○教育次長 申しわけございませんでした。

体連への助成金の積算でございますが、教育委員会といたしましてもそれぞれ加盟の協会ごとに活動費、大会費及び振興費、それぞれ積算の上、助成金を集約して、申請に基づいて助成しているところでございます。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今ご説明いただきましたけれども、その算定に当たってという部分がちょっと不可解な面があると思うのですけれども、基本的には教育委員会がある程度つかみ、決算書は各団体からもらうのでしょうかけれども、つかみの中で体連に落としているわけですね、百何十万なりなんなり落としているわけですね。決算に基づくという部分はありますけれども、大会だとかなんとかという部分はその年、年で変わりますよね。村が計画する段階と各組織が総体計画する段階はかなりの差がありますよね。その中で、各団体の活動だとか大会なんていうのは後でないとわかりませんよね、結果論しかわかりませんよね。その分の押さえ方が、私が指摘というよりも聞きたいのは、教育委員会というか、そちらとしてスポーツ振興としてどういう位置づけの中で、きちっと独自の中で計画性を持っているかということを言いたいのです。それをきちっと明確に答えてください。

○議 長 教育長、答えますか。

(何事か声あり)

○議 長 答弁調整のため休憩をとります。2 時50分まで休憩といたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時50分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

荻原教育長。

○教 育 長 先ほどの質問で、この助成金の出し方が村の体育振興につながっているのかという部分でございます。

今回のこの助成金につきましては、各単協ごとにそれぞれ活動費として一律助成金を出しております。それ以外に大会費あるいは振興費という形で、それぞれ単協が村民のためにそれぞれのスポーツ大会を開くと、そういうような形で、その大会数に応じて助成金を出しております。社会教育の体育の部分につきましては、あくまで自主活動に基づく活動の中で教育委員会が支援をするという形の中で助成金を出させていただいております。そういう意味でいきまして、この大会費、振興費につきましては変動的な数字になりますけれども、これまでも一律的な助成金の中で活動していただいているところでございます。逆に、これ以外に例えば各単協の周年事業ですとか、あるいは冠事業などがあれば、その都度ご相談いただいて、あわせて村の体育振興についてご尽力いただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ご説明いただきましたけれども、内容的にはある程度理解はしたいと思うのですけれども、これからの助成金も含めて、根拠のない助成金というものはあるべきではないと思いますし、それら含めて、体連も含めて、文化協会も含めてという部分で正規の要綱なりなんなりをきちっと作成して、誰もがわかる、誰もが理解できるという形の取り進めをしなければいけないと思っているのですけれども、その点の考え方について教育長はどういうふうに考えていますか。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 ただいまの質問なのですけれども、例えば担当者がかわれば考え方がかわるような、そういう助成金のあり方はあってはいけないと思っております。その辺の決めにしましては、これからきちんと整理してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 108ページの一番最後の備考欄(6)の文化推進経費のところの19負担金補助及び交付金のところなのですけれども、文化協会に助成している金額と団体数を教えてください。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 文化協会への助成でございます。文化協会に対しましては、27年度で65万

5,000円の助成をしておるところでございます。なお、文化協会に加盟しているサークルについては、9サークルということで伺っております。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 文化協会に65万5,000円で、9団体に出していると、その助成を出している基準というか、そういったものは何なののでしょうか。ほかのところと比べて、スッチョイサ踊りだったら6万3,000円、太鼓保存会だと22万円というのがあるのですが、その基準とその差とか、村が考えていることをちょっと教えてください。

○議 長 教育長、答えますか。

荻原教育長。

○教 育 長 それぞれ各団体の助成金額が異なっている部分はございます。先ほどの体連も含めて、その分の補助金の出し方についても整理してまいりたいと思います。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 この助成についてもいろいろ精査していくところがあると思うのですが、太鼓保存会、スッチョイサと村の盆踊りのお祭りとかにもすごくかかわっていることで、ここには実は民謡友の会もかかわっていて、私商工会青年部で活動させてもらっていて、いろんなところの祭り、盆踊りとか顔出すこともあるのですが、そこで生の太鼓と生の歌、あのたくさんの人数が踊っているというのは、どこの町村見ても更別より人数が多いのにそんな人数がいなかったりだとか、そういったことも多いので、太鼓は保存して、スッチョイサも助成していっている中で、民謡友の会のあり方、高齢化が進んでいてどのように、友の会に入るではなくて、盆踊りの歌を歌ってくれる人を村も一緒になって更別村でそういった人たちをつくって行って、更別村でどう祭りを盛り上げていくかということも考慮しながら検討して行ってほしいと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 これまでの私に対する一般質問の中でも文化にかかわるその辺の支援、強力にということで質問をいただいております。民謡につきましても、高齢化が進んでおります。スッチョイサもそうでございます。ことしから社会教育の中期計画も新しく始まりました。その中にもそういう文化団体への支援考えております。この計画に基づいてこれからも支援してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 教育費終わらせてもらってよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○議 長 次に、117ページ、款11災害復旧費から119ページ、款14予備費までの補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 款11災害復旧費から款14予備費まで補足説明させていただきます。

款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、予算現額251万9,000円、本年度の支

出はありませんでした。

項 2 公共土木施設災害復旧費、予算現額143万9,000円、本年度の支出はありませんでした。

款12公債費、項 1 公債費、予算現額 6 億4,220万2,000円、支出済額 6 億4,208万2,341円、不用額11万9,659円となっております。

目 1 元金、備考欄（１）、長期債約定償還元金は、前年度比較で2,455万8,359円の減となっております。平成26年度で償還終了分16本、9,031万7,921円、平成27年度から償還開始分、これも16本で5,336万2,853円、元利均等償還による償還が多いことから年々元金がふえていきまして、1,239万6,709円の増となっております。

目 2 利子、備考欄（１）、一時借入金利子 3 万1,352円につきましては、年度末に歳計現金の不足が生じます。定期預金の満期を迎えた財政調整基金を短期間の繰りかえ運用を行っております。利子相当分につきましては、財政調整基金に積み立てをしております。備考欄（２）、長期債償還利子は、前年度比較590万1,655円の減となっております。平成26年度で償還終了分66万7,779円、平成27年度から償還開始分109万7,228円、元利均等償還により633万1,104円の減となっております。

款13諸支出金、項 1 基金繰出金、予算現額62万5,000円、支出済額62万4,659円で、不用額341円となっております。歳入で収納しました土地開発基金の預金利子を繰り出したものでございます。詳細につきましては、この決算書218ページの基金並びに別冊の平成27年度基金管理運用状況調べをご参照願います。

項 2 過年度過誤納還付金、予算現額50万円、支出済額46万9,215円、不用額 3 万785円となっております。前年度の歳入で収納されたもののうち、精算により返還しなければならないものを処理したものでございます。子育て世帯臨時特例交付金給付事務費、地域生活支援事業費、障害者総合支援事業補助金等の精算による返還金が生じました。

款14予備費、項 1 予備費、予算現額250万円、他の科目への予算充用内訳につきましては、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 3 財産管理費、景観保全対策事業へ14万円、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、重度心身障害者医療給付事業に43万6,882円、款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 消防費、南十勝消防事務組合補助金等へ6,000円、款10教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、職員等人件費 6 万4,685円、それぞれ充用しました。

なお、121ページの実質収支に関する調書につきましては、歳入の補足説明後に説明させていただきます。

以上で補足説明を終わります

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 全体的に歳出の質問がないということで、村長なり副村長にある程度の説明をお願いしたいと思うのですが、歳出の中で当初予算、当初計画並びに補正予

算、それぞれあって今回の決算という形でございますけれども、私は……

○議 長 安村君、これ全部終わりましたから総括で、総括の話でしょう。

○1 番安村議員 いや、支出の総括です。

○議 長 それも含めて。

(「後で」の声あり)

○1 番安村議員 はい、わかりました。済みません。

○議 長 全部終わってから。

今災害復旧費等、この件についてだけです。

それでは、これで一般会計歳出決算を終わらせていただきまして、次に一般会計歳入決算について歳出と同じように進めます。

7 ページ、款 1 村税に入ります。

補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 7 ページ、8 ページをお開きください。款 1 村税、項 1 村民税、予算現額 2 億 3,364 万 2,000 円、調定額 2 億 3,895 万 3,637 円、収入済額 2 億 3,529 万 3,664 円、不納欠損額 3 万 3,161 円、収入未済額 362 万 6,812 円、収納率 94.48% となっております。

目 1 個人の節 1 現年課税分の収入未済額は 43 万 3,740 円で、収納率は 99.80%、節 2 滞納繰り越し分の収入済額は 68 万 2,806 円で、収納率は 19.14% となっております。不納欠損額 3 万 3,161 円につきましては、3 名の納税者の合計額となっております。このうち 1 名につきましては、平成 24 年度に生活保護が決定され、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号の理由により滞納処分の執行を停止し、3 年間継続したため、同条第 4 項の規定により納税義務が消滅したものでございます。1 名につきましては、外国人で居住不明となり、財産が見当たらないことから、地方税法第 18 条の規定により、5 年間継続したため納税義務が消滅したものでございます。1 名につきましては、同じく外国人で国内に資産が発見できず、地方税法第 18 条により、5 年が経過したことで納税義務が消滅したものでございます。なお、滞納者に対しましては催告、納税指導等を行い、その収納に努めているところでございます。

目 2 法人の節 1 現年課税分は、64 法人の申告納付分で、収納率 100% となっております。節 2 滞納繰り越し分の収入未済額 30 万 7,900 円は、1 法人となっております。当該法人の代表は、個人住民税においても未納金があり、年金収入からの徴収金を個人住民税に充てていますことから、今年度の納入はありませんでした。

項 2 固定資産税、予算現額 2 億 4,606 万 3,000 円、調定額 2 億 5,184 万 9,690 円、収入済額 2 億 4,679 万 1,852 円、収入未済額 505 万 7,838 円、収納率は 97.99% となっております。

目 1 固定資産税の節 1 現年課税分の収納率は 100% となっております。節 2 滞納繰り越し分の収入未済額は 15 件で 505 万 7,838 円、収納率は 8.59% となっております。なお、滞納者に対しましては催告、納税指導を行い、その収納に努めているところでございます。

目 2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、村内に有する国及び道の保有資産に係る固定資産税相当分が交付金として収納されております。国有林と更別農業高等学校の資産分となっております。

項 2 軽自動車税、予算現額880万7,000円、調定額890万1,200円、収入済額887万9,600円、不納欠損額7,200円、収入未済額 1 万4,400円、収納率は99.84%となっております。節 1 現年課税分の収納率は100%で、節 2 滞納繰り越し分では 2 件、1 万4,400円が収入未済額となっております。不納欠損額7,200円は、生活保護受給により滞納処分の執行を停止し、3 年間継続したため、地方税法第15条の 7 第 4 項の規定により納税義務が消滅したものでございます。なお、滞納者に対しまして催告、納税指導を行い、その収納に努めているところでございます。

項 4 たばこ税、予算現額1,947万7,000円、調定額、収入済額、同額の1,925万6,847円となっております。村税の収入済額は前年度比較で391万6,687円、0.76%の減となっております。

以上で村税の補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、7 ページ、款 2 地方譲与税から 9 ページ、款 8 地方特例交付金までの質疑に入ります。

補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税、予算現額3,983万9,000円、調定額、収入済額、同額の4,333万6,000円となり、前年度比較270万2,000円の増となっております。地方揮発油税法第 3 条の規定に基づき、その収入相当額の100分の42を市町村の道路延長、道路面積に案分して交付されているものでございます。なお、揮発油税は、石油製造所から出荷される数量に対して課税されるものでございます。

項 2 自動車重量譲与税、予算現額9,756万8,000円、調定額、収入済額、同額の9,933万3,000円となり、前年度比較426万3,000円の増となっております。自動車重量譲与税法第 1 条、税収入額の 3 分の 1 相当額を市町村の道路延長、道路面積に案分して交付されるものでございます。車検時等に納入する自動車重量税が原資となっております。

9、10ページをお開きください。項 3 地方道路譲与税につきましては、平成21年度において道路特定財源の一般財源化が行われ、項 1 地方揮発油譲与税に変わったため、当初予算には計上しておりませんでした。1 円の収入がありました。

款 3 利子割交付金、項 1 利子割交付金、予算現額92万8,000円、調定額、収入済額、同額の91万6,000円となり、前年度比較26万1,000円の減となっております。この財源は、預貯金に対する利子税20%のうち 5 %相当額から都道府県間の調整を行い、5 分の 3 に相当す

る額を都道府県内の市町村に交付されるものでございます。

款 4 配当割交付金、項 1 配当割交付金、予算現額134万3,000円、調定額、収入済額、同額の182万6,000円となり、前年度比較66万1,000円の減となっております。平成16年度から地方税法の改正により地方財政対策として一定の上場株式等配当に対し5%が道民税として納付され、5分の3相当額が市町村に配当割として交付されるものでございます。

款 5 株式等譲渡所得割交付金、項 1 株式等譲渡所得割交付金、予算現額58万5,000円、調定額、収入済額、同額の151万8,000円となり、前年度比較18万5,000円の増となっております。この交付金につきましても、平成16年度から地方税法の改正により上場株式等の譲渡益に対し5%が道民税として納付され、5分の3相当額が市町村に交付されるものでございます。投資家による積極的な株取引は、景気や企業経営の業績などに左右されると思われま。

款 6 地方消費税交付金、項 1 地方消費税交付金、予算現額5,929万3,000円、調定額、収入済額、同額の6,441万3,000円となり、前年度比較2,681万2,000円の増となっております。消費税8%のうち、地方消費税分1.7%相当額のうち2分の1が都道府県に、残り2分の1が市町村の人口、事業所等の従業員数により案分して交付されるものでございます。

款 7 自動車取得税交付金、項 1 自動車取得税交付金、予算現額1,826万6,000円、調定額、収入済額、同額の2,148万3,000円となり、前年度比較478万6,000円の増となっております。都道府県に納められた自動車取得税のうち66.5%相当額が市町村の道路延長及び道路面積に案分して交付されるものでございます。自動車取得税につきましては、一昨年4月の消費税率引き上げ時に乗用車が5%から3%に、営業車と軽自動車が3%から2%に減税され、エコカーはさらに軽減されております。なお、消費税が10%になった時点で廃止されることになっております。

款 8 地方特例交付金、項 1 地方特例交付金、予算現額84万9,000円、調定額、収入済額、同額となり、前年度比較2万9,000円の増となっております。恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補填するため、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除に伴う減収補填策などとして交付されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、11ページ、款 9 地方交付税及び款10交通安全対策特別交付金の質疑に入ります。

補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、予算現額21億4,672万3,000円、調定額、収入済額、同額の21億9,943万2,000円となり、前年度比較2,426万4,000円の増となってお

ります。普通交付税につきましては、前年度比較で1,838万8,000円の増となっております。主な要因としまして、地域経済雇用対策費で1,764万4,000円の減、新たに人口減少等特別対策事業費5,987万1,000円の特例措置が設けられ、基準財政需要額は4,812万9,000円増となっておりますが、村税、譲与税及び交付金がふえたことにより基準財政収入額が2,445万円の増などが要因となっております。特別交付税は、国全体の諸条件が加味されることから、特別な積算条件により算定されます。前年度比較587万6,000円の増となりました。

款10交通安全対策特別交付金、項1交通安全対策特別交付金、予算現額93万円、調定額、収入済額、同額の93万3,000円となり、前年度比較6万2,000円の増となっております。交通違反の反則金による収入額から郵便取り扱い手数料等の経費を控除し、その3分の1が市町村の過去2年間の交通事故発生件数の平均値及び人口集中地区人口並びに改良済み道路の延長という3つの指標により一定の割合で配分されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 長 それでは次に、11ページ、款11分担金及び負担金から款12使用料及び手数料までの質疑に入ります。

補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 款11分担金及び負担金、項1分担金、予算現額2,398万円、調定額、収入済額、同額の2,398万162円となり、前年度比較878万9,860円の減となっております。国営かんがい排水事業分担金595万4,068円は、肥培施設整備に係る受益者分担金が新たに収入となっておりますけれども、道営畑総担い手支援型事業、更別勢雄地区分担金で1,341万9,280円と前年度で終了の更南地区107万1,387円、それぞれ減となったことが主な要因となっております。

項2負担金、予算現額2,473万7,000円、調定額2,447万3,712円、収入済額2,443万9,312円、収入未済額3万4,400円となり、前年度比較78万4,079円の減となっております。

目1民生費負担金の節2児童福祉費負担金で収入未済額3万4,400円は、備考欄の保育所入所者費用徴収金が未収金となっております。引き続き収納に努めているところでございます。

目2農林水産業費負担金の節1営農用水事業負担金で営農用水給水工事負担金は、新規の水道設置に伴うものでございます。共同施設維持管理負担金は、元忠類地区と駒島地区の負担金でございます。

款12使用料及び手数料、項1使用料、予算現額1億7,197万8,000円、調定額1億8,065万4,595円、収入済額1億7,545万1,762円、収入未済額520万2,833円となり、前年度比較951万7,953円の減となっております。

目1 総務使用料、13、14ページをお開きください。節2 各種施設使用料は、各公共施設の  
使用料でございます。前年度比較33万5,469円の増となっております。各施設それぞれ  
増減がございますけれども、更別憩の家使用料で24万1,110円の減、老人保健福祉センター  
使用料で25万5,726円の増、ふるさと館使用料で29万6,660円の増が主な要因となっております。

目2 民生使用料、節1 社会福祉使用料につきましては、福祉の里総合センター内におけ  
る事業及び施設利用者への食事の提供と生活支援ハウス居室使用者からの収入となってい  
ます。

15、16ページをお開きください。目4 農林水産使用料、節1 営農用水使用料で22万6,840  
円が収入未済額となっております。内容につきましては、現年度分1件、18万1,240円、  
過年度分2件、4万5,600円で、収納率は99.5%となっております。また、収入未済額の  
うち8月20日現在で8万5,640円を収納し、残り14万1,200円が収入未済額となっております。  
引き続き収納に努めているところでございます。なお、使用料は、前年度比較で236  
万960円の減、有収水量で1万824トン減となっております。節2 畜産使用料の牧場入牧  
使用料は、前年度より入牧頭数が減少したことにより584万8,450円の減となっております。

目5 土木使用料、節1 土木管理使用料で備考欄の道路占用使用料は、北電とN T Tの電  
柱が主なものでございます。節2 住宅使用料の収入未済額は497万5,993円となってい  
ます。内容ですけれども、現年度分18件、157万3,953円、過年度分13件、340万2,040円で、  
収納率は93.2%となっております。8月20日現在で71万5,960円が収納され、426万33円が  
収入未済額となっております。引き続き収納に努めているところでございます。

目6 教育使用料、節1 幼稚園使用料で前年度比較50万667円の減となっております。昨  
年9月、条例改正をお認めいただき、所得階層区分に基づく保育料設定とし、多子世帯に  
対する軽減規定を設け、入園料を廃止したことが主な要因となっております。

項2 手数料、予算現額806万4,000円、調定額、収入済額、同額の875万1,035円となり、  
前年度比較20万4,115円の減となっております。ここでは各種行政事務で条例、規則等を定  
め、収納しているものでございます。

目2 衛生使用料、節2 一般廃棄物処理手数料、備考欄、一般廃棄物処理手数料650万6,500  
円は、ごみ袋の売り渡し額でございます。備考欄、事業系生ごみ堆肥化手数料は、昨年度  
までリサイクルセンター生ごみ処理料として雑入で収納しておりましたが、科目変  
更したものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 14ページにある備考欄の老人保健福祉センター使用料なのですが、

26年度から見て収入がふえているのですけれども、その中の温泉の利用人数とか世代というものが把握できていれば、教えていただきたいのですけれども。

もう一回聞き直していいですか。

○議長 長 はい、いいです。

○2番太田議員 その世代というのは、把握している限りでいいので、何歳ぐらいが多くてという程度で構いません。何歳ぐらいが多くて、何歳ぐらいに課題を抱えているという課題も含めてお答えいただけますでしょうか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 老人保健福祉センターで主に福祉の里温泉ですけれども、決算資料の12ページに福祉の里温泉ということで、平成27年は4万322名の利用があったということでございます。ただ、世代別に関してはちょっと押さえていませんけれども、券の販売からいけば中学生以上から65歳未満の分が一番販売がありますので、その部分が一番多いと考えられます。

以上です。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 この資料にある数字は、無料の人も含めてということですか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 無料のものは幼児の分がありますが、それも含んでおります。

以上です。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 料金設定が65歳以上が100円、中学生以上65歳未満が400円、中学生が200円、小学生が100円、幼児が無料となっております、その分の幼児の分も含んでおります。

以上です。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 あと、温泉としての利用ということで、ネーミングも老人保健福祉センターという名前が僕少しいつもひっかかるところがあるのですけれども、そういった点の世代別で年代の幅が中学生から65歳と幅広いのですけれども、温泉としての利用価値というか、温泉としての課題というものは何かお持ちですか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 老人保健福祉センター、この施設平成6年に建てられたのですけれども、最初の目的が老人福祉に資する施設ということで、その部分に温泉施設が併設されたということで、一応老人保健福祉センター使用料という形になっておりますけれども、そのほか福祉の里温泉という形で、あの全体一体を福祉の里構想で建てられたものとして福祉の里温泉という名目をつけて、PRは福祉の里温泉でやらせていただいております。ただ、最初に説明したとおり、当初つくられたものが高齢者の福祉に資する施設という形だったので、そのままの名称で使用料として収納させていただいているという次第です。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 私はその辺に課題があると思うのですが、そういったネーミングのいきさつがあると、そういったことで、僕が子どものころ使ったときはきれいで、本当いつも毎週何回も行っていたのですが、だんだん日数たつにつれて、老人の施設だから若い人は行きにくいとか、そういった声が少なからず聞こえていると思うのですが、そういうところは課題にお持ちなのでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 そのような老人が多いから行きにくいというお話は、私たちの耳にはちょっと入っていないのですが、そういうお話があるということであれば、村の施設です。老朽化も確かにしてくるかと思しますので、長期的にはそういうような形で維持管理のために改装等も必要になってきますけれども、今のところ今の計画の中ではありませんけれども、長期的にはそういう改装等もまたしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 使用料の関係の収入未済額ということで、これは毎年言われていることでありまして、余り金額的には減少していないかなと思われるのですが、税の部分につきましては債務回収機構等に依頼とかも含めまして結構回収を進めていただいている関係上パーセントも上がってきていますし、大分税の部分についてはいけるとは思うのですが、使用料となりますと回収機構等も含めましてなかなか難しい、税とはちょっと関係してこない部分もありますので、ただ滞納している部分につきましては同じ人がかかわっている部分が多いと思われるので、その辺のかかわりも含めて再度また、今の取り組み状況というのですか、そういうのを聞かせていただければ。

○議 長 住民生活課長。

(「住宅使用料」の声あり)

○議 長 住宅使用料だそうです。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 住宅使用料の関係の今の現状でございます。今お話ありました長期滞納者につきましては、電話の対応だとか、あと訪問、あと来庁していただくというような形での督促を実施しておりまして、計画的に来ていただきたいというようなお話というものを進めているところであります。そういうような状況でありまして、なかなか極端な減り方ということはないと思っておりますが、昨年度に比べますと、若干ではあります、進捗したというのが今現在の状況でありまして、今後も引き続き行っていきたいということで考えております。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 努力しているのは十分理解しているところなのですが、ただ税のほうについては債務機構という部分の最後のとりでといたしますか、そういう部分がありますので、回収の方法としては結構最終的にはあるのですが、住宅使用料とか、他の村のこういう使用料に関しますと職員がやっていかないとならないという部分がどうしても出てきますので、その対策として、こっちには債務のほうから請求が行きます、それでこちらの部分はもらうけれども、住宅使用料の分は後回しだという形にどうしてもなっていくと思いますので、その辺も含めて何か対策が組めないのかという部分を含めて、何かいい方法とか、調整みたいのはしているかどうかという部分についてちょっとお聞かせください。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 今のお話なのですが、対策ということになるかどうかはあれなのですが、現状としまして例えばなのですが、税で徴収に行った場合に当然水道関係とか住宅とか、そちらのほうの滞納者もいるとなったときに、それぞれ別々に自分の部分だけ徴収してくるということではなくて、並行してあわせて徴収しているというような進め方を今対応しているところでございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 15ページ目の6教育使用料の節の幼稚園使用料なのですが、備考欄に延長保育料66万5,000円とか授業料等あるのですが、通常今幼稚園の営業は13時までなのですが、ほかの市町村14時とかまでやっているのですが、更別村が13時で終了してしまうのはなぜかということと、保護者からも14時の声というものも少しずつ聞こえているとは思いますが、14時にできない理由とか、そういったものがあるなら教えてください。

○議 長 答弁調整のために暫時休憩をいたします。

午後 3時37分 休憩

午後 3時39分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川上教育次長。

○教育次長 幼稚園の保育時間についてでございますが、幼稚園の教育要領に基づいて基本的には幼稚園については標準的な4時間という形で保育時間を定めておりまして、必要に応じて延長なりの保育を、必要であればそういった形で幼稚園でも対応しているというところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 確認なのですが、ということは9時に預かったら1時までに延長保育でない場合は通常帰らなければいけない。それがほかの町村で14時までやっていると

いうことは、こういった説明に、恐らくでいいのですけれども、なるのでしょうか。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 基本的には4時間ということになっているので、恐らく延長なり、そういった一般の幼稚園での保育以外の取り組みで引き続き幼稚園にいる形をとっていると思われます。

以上です。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 ということは、4時間でなければいけない、5時間ではいけないということですね。それ以外には、例えばバス使っているとか、そういった小学校とのバスの兼ね合いの関係での問題は今のところはもしか14時になってもないということですか。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 バスの関係につきましては、まず昼一については幼稚園のバスということなものですから、そこはまず基本的には幼稚園のカリキュラムに対応した下校時間を設定して、その時間にバスを出しているというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 長 次、17ページ、款13国庫支出金から19ページ款14道支出金までの質疑に入ります。

補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 款13国庫支出金、項1国庫負担金、予算現額1億77万1,000円、調定額、収入済額、同額の1億78万953円となり、前年度比較962万4,409円の増となっております。

目1民生費国庫負担金では、節1児童福祉費負担金の備考欄、子どものための教育・保育給付費負担金は昨年度まで児童保護費負担金から名称変更しております。前年度比較417万4,400円の増となっております。民設民営保育所入所者に係る国負担分でございます。平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に伴うものでございます。節3障害者福祉費負担金の備考欄、障害者介護給付費等負担金4,010万1,452円は、障害者施設入所等のサービスに係る費用の国庫負担分でございます。前年度比較で439万3,887円の増となっております。就労継続支援給付費の増が主な要因となっております。節4介護保険事業費負担金の備考欄、低所得者保険料軽減負担金は、第1号保険料の軽減を強化する新制度でございます。軽減額の2分の1が国、都道府県及び市町村が4分の1、それぞれ負担するものでございます。

項2国庫補助金、繰越事業費を含め予算現額1億5,203万4,000円、調定額1億5,443万6,000円、収入済額1億3,960万8,000円、収入未済額1,482万8,000円となり、前年度比較1,053万7,000円の減となっております。

目1 総務費国庫補助金で節1 総務費補助金、備考欄の社会保障・税番号制度システム整備補助金は1,150万8,000円でございます、番号法の施行により住民基本台帳、税宛名、障害者システムほか改修に係る補助金でございます。地域住民生活等緊急支援交付金は、国の補正予算による経済対策として平成26年度からの繰越事業でございます。1つ目の消費喚起型909万6,000円は、款7 商工費、商工業活性化事業のプレミアムつき商品券発行事業の特定財源となっております。2つ目の地方創生型2,490万8,000円は、款2 総務費の地方版総合戦略事業、款5 労働費の雇用対策事業、款8 土木費の賃貸住宅建設促進事業の特定財源となっております。上乗せ分1,000万円は、款2 総務費のふるさと創生事業と地方版総合戦略事業、款4 衛生費の予防接種事業経費、款7 商工費の観光・物産総合振興事業、款8 土木費の民間住宅建設促進事業の特定財源となっております。選挙人名簿システム整備補助金4万円は、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことによりますシステムの改修費用の2分の1相当額が新たに補助金として交付されたものでございます。なお、平成26年度は、がんばる地域交付金223万円の補助がございました。収入未済額543万円は、マイナンバー制度導入に伴い、インターネットを含めネットワーク関連の情報セキュリティ強化対策事業525万円と地方版総合戦略事業18万円で平成28年度へ繰り越すものでございます。

目2 民生費国庫補助金では、節1 社会福祉費補助金、備考欄、臨時福祉給付金給付事業費補助金及び同事務費補助金と節2 児童福祉費補助金、備考欄、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金及び同事務費補助金は、一昨年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するための暫定措置とされた補助金でございます。備考欄、子ども・子育て支援交付金は、昨年度まで保育緊急確保事業費補助金から名称変更し、備考欄、子どものための教育・保育事業費補助金を含め、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に伴うものでございます。

19、20ページをお開きください。目4 土木費国庫補助金、節1 住宅費補助金、備考欄、社会資本整備総合交付金7,352万9,000円は、若葉団地公営住宅建てかえ、新栄団地長寿命化等改修に係る補助金でございます。

目5 教育費国庫補助金で収入未済額939万8,000円は、小中学校のバスケットゴール改修に伴う特定財源で、平成28年度へ繰り越すものでございます。

項3 委託金、予算現額139万5,000円、調定額、収入済額、同額の169万5,664円となり、前年度比較64万9,018円の減となっております。

目2 民生費委託金、節1 社会福祉費委託金、備考欄の国民年金事務委託金で前年度比較66万4,608円の減が主な要因となっております。

款14道支出金、項1 道負担金、予算現額5,490万円、調定額、収入済額、同額の5,488万9,304円となり、前年度比較504万1,486円の増となっております。

目1 民生費道負担金、節2 児童福祉費負担金で子どものための教育・保育給付費負担金は国庫負担金同様、子ども・子育て支援新制度の施行に伴うもので、民設民営保育所に係

る道負担分として交付されるものでございます。前年度決算は項2道補助金、目2民生費補助金、節2児童福祉費補助金、特別保育事業補助金をこの科目に組みかえたことから、前年度比較208万7,200円の増となっております。節3障害者福祉費負担金で備考欄の障害者介護給付費等負担金2,005万2,800円は、障害者の施設入所等のサービスに係る費用の道負担分でございます。前年度比較220万1,064円の増となっております。国庫負担金同様、就労継続支援給付費の増が主な要因でございます。節4介護保険事業費負担金、保険料軽減額の4分の1相当額となっております。

21、22ページをお開きください。目2衛生費道負担金1万2,000円を計上しておりましたが、未熟児養育医療の対象者がいませんでした。

項2道補助金、前年度からの繰越事業分を含めて予算現額1億7,004万9,000円、調定額、収入済額、同額の1億6,946万4,112円となり、前年度比較1億811万5,798円の増となっております。

目1総務費道補助金の節1総務費補助金、備考欄、森林環境保全整備事業補助金1,623万6,880円は、地ごしらえ、植栽、下刈り、除間伐等、村有林整備事業実施に係る補助金でございます。備考欄、地域づくり総合交付金58万円は、エゾシカ緊急対策事業と福祉灯油助成事業に係る補助金でございます。

目2民生費道補助金、節2児童福祉費補助金、備考欄、子ども・子育て支援交付金は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、放課後児童対策事業と保育緊急確保事業費補助金を一本化したものでございます。前年度は、電子システム構築事業補助金194万6,000円がございました。

目4農林水産業費道補助金、節1農業費補助金、備考欄、食料供給基盤強化特別対策事業補助金は、道営パワーアップ事業で前年度比較1,153万円の減となっております。事業の減少によるものでございます。24ページになります。備考欄、環境保全型農業直接支払い交付金1,367万6,400円は、エコファーマーによる農薬等5割低減に係る交付金で、平成27年度から国の負担が市町村経由となったため、前年度比較1,012万7,000円の増となっております。同欄、中間管理機構集積協力金交付金1,489万6,000円は、前年度比較1,186万4,000円の増となっております。同欄、多面的機能支払事業補助金は、間接補助に変更されたこと及び事業地区がふえております。

目5商工費道補助金、プレミアム商品券発行促進事業補助金は、国の地方経済対策として地域住民生活等緊急支援交付金を活用した道補助金で、前年度からの繰り越し分でございます。

項3委託金、予算現額1,371万6,000円、調定額、収入済額、同額の1,411万3,098円で、前年度比較102万8,698円の減となっております。国や道からの委託事務や権限移譲に係る事務委託金を収納しております。

目1総務費委託金、節4統計調査費委託金で前年度比較146万8,170円の増となっておりますけれども、農林業センサス委託金で57万5,000円の減、国勢調査委託金が新たに交付

されたことが主な要因となっております。節5選挙費委託金で前年度比較152万8,567円の減となっております。平成26年度は衆議院議員選挙委託金がありました。

25、26ページをお開きください。目4商工費委託金で前年度比較36万7,155円の増となり、駐車公園管理委託金が主な要因となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 この際、午後4時10分まで休憩といたします。

午後 3時55分 休憩

午後 4時10分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、25ページ、款15財産収入から29ページ、款18繰越金までの質疑に入ります。

補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 款15財産収入、項1財産運用収入、予算現額1,393万9,000円、調定額、収入済額、同額の1,414万3,823円、前年度比較275万5,741円の減となっております。

目1財産貸付収入、節1土地貸付収入、備考欄、村有地貸付収入は、北海道電力の送電線、駐在所、工事現場事務所などに係る土地の貸付収入でございます。節2建物貸付収入は、役場独身者住宅と教員住宅の料金収入でございます。

目2利子及び配当金、節1利子及び配当金は、各基金の積立金預金利子、28ページになります。株主配当金につきましては、帯広空港ターミナルビル株式会社及び出資配当金は更別森林組合の配当金でございます。基金のほとんどが定期預金により運用しております。前年度比較251万8,086円の減となっております。なお、詳細につきましては、平成27年度基金管理運用状況調べをご参照願います。

項2財産売払収入、予算現額2,150万8,000円、調定額、収入済額、同額の2,162万5,103円、前年度比較912万6,070円の増となっております。

目1不動産売払収入、節1土地売払収入の備考欄、村有地売払収入702万8,136円は、十勝NOSA I南部支所移転改築用地売却が主なものでございます。宅地分譲地売払収入825万4,000円は、コムニ団地3区画の売却による収入でございます。また、各会計決算資料6ページをご参照ください。

目2物品売払収入、節1物品売払収入223万8,967円は、素材、間伐材でございますけれども、及び風倒木売払収入が212万2,027円と不用備品等の売払収入でございます。

款16寄附金、項1寄附金、予算現額6,006万円、調定額、収入済額、同額となり、前年度

比較5,287万円の増となっております。

目1総務費寄附金、備考欄、協働のまちづくり事業に5,265万円、目2教育費寄附金、備考欄、こども夢事業に6万円、目3民生費寄附金、備考欄、福祉基金指定に35万円、目4農林水産業費寄附金、備考欄、農業振興に関する指定に700万円、それぞれ寄附がございました。

款7繰入金、項1基金繰入金、予算現額3億7,688万9,000円、調定額、収入済額、同額の3億7,683万3,145円、前年度比較1億7,046万1,758円の増となっております。

目1財政調整基金繰入金は、当初予算で財源不足を補うため計上しておりましたが、財源が確保できましたことから、繰り入れませんでした。

29、30ページをお開きください。目2ふるさと創生事業基金繰入金265万5,000円は、歳出で款2総務費、目4地方振興費のふるさと創生事業の財源として繰り入れたものでございます。

目3協働まちづくり基金繰入金160万3,180円は、歳出で款2総務費、目9住民活動費の協働活動経費の財源として繰り入れたものでございます。

目4村有林野基金繰入金607万7,375円は、款2総務費、目8村有林管理費の村有林整備事業の財源として繰り入れたものでございます。

目5農業振興基金繰入金3億6,564万5,840円は、款6農林水産業費、目3農地費の国営事業負担金の財源として繰り入れたものでございます。

目6福祉基金繰入金80万8,750円は、款3民生費、目3老人福祉推進費の高齢者住宅福祉サービス事業の財源として繰り入れたものでございます。

目7こども夢基金繰入金4万3,000円は、款10教育費、目3こども夢推進費のこども夢基金事業の財源として繰り入れたものでございます。

款18繰越金、項1繰越金、前年度からの繰り越し財源を含み予算現額1億4,112万8,000円、調定額、収入済額、同額の1億4,112万8,468円となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 寄附金等の細目についてご説明いただきました。総務、教育、民生、農林等の部分の寄附金の説明いただきましたけれども、前段というか、かなり前に一般質問をさせていただきましたが、基本的にふるさと納税の関係の部分の実績というのはどのような形であらわすのか、またどのような取り扱いになっているのかもちょっと説明いただければと思います。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 ふるさと納税部分は数字把握していませんので、後ほど。済みません。

○議長 長 後ほどということで。

ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 次、29ページ、款19諸収入から35ページ、款20村債までの質疑に入ります。  
説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 款19諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、予算現額2万円、調定額、収入済額、同額の1万5,100円で、村税延滞金でございます。

項2預金利子、予算現額15万5,000円、調定額、収入済額、同額の16万5,200円で、基金管理以外の歳計現金預金利子でございます。資金繰りに余裕がある時期には短期の定期預金で運用したものでございます。

項3貸付金元利収入、予算現額6,620万5,000円、調定額、収入済額、同額の6,620万9,424円となっております。

31、32ページをお開きください。目2ふるさと融資貸付金元金収入は、平成25年度に太陽光発電施設整備に融資しました貸付金元金収入を収入したものでございます。10年間で返済していただくもので、ふるさと財団を経由し、収納されたものでございます。

項4受託事業収入、予算現額81万7,000円、調定額、収入済額、同額の130万6,472円となっております。

目1民生費受託事業収入、備考欄、介護保険事務委託金は、他市町村からの介護認定調査委託料2件分を収納しております。

目2衛生費受託事業収入は、後期高齢者医療加入者の健康診査等に係る収入でございます。

項5雑入、予算現額5,262万9,000円、調定額5,315万7,701円、収入済額5,315万4,446円、収入未済額3,255円、前年度比較3,887万1,751円の増となっております。

目5雑入、節1雑入、ここでの収入につきましては、どの科目にも属さない収入となっております。前年度との比較で増減の大きな収入を説明させていただきます。備考欄、上から6項目め、重度心身障害者高額療養費収入で124万6,432円の増、備考欄、下から2項目め、農業者年金業務委託金で再算定により61万2,400円の増となっております。最下段、北海道市町村振興協会助成金は、50回目の更別村の盆踊りがいきいきふるさと推進事業の対象となり、50万円が交付されました。前年度比較53万円の減となっております。続きまして、新たな収入で額の大きなものを説明させていただきます。34ページになります。上から6項目め、森林国営保険金3,963万6,675円と36ページの森林国営保険料払戻金6万9,569円は、平成25年10月の雪害被害により保険金の支払い及び保険料の払い戻しを受けたものでございます。次に、今年度に収入はありませんが、前年度の収入で額の大きなものとして、北海道市町村振興協会創立35周年特別事業として123万5,000円の収入が26年度はございました。なお、32ページの収入未済額3,255円につきましては、資源物売り上げ収入で出納整理期間内に収納しなかったものでございます。

35、36ページになります。目 6 過年度収入108万7,584円は、平成26年度の精算分でございます。障害者自立支援給付費、国及び道費で88万1,000円ほど、保育所運営費、国及び道費で15万1,000円ほどが主な内容となっております。

款20村債、項 1 村債、繰り越し分を含めまして予算現額 8 億6,223万3,000円、調定額 8 億6,203万3,000円、収入済額 8 億3,813万3,000円、収入未済額2,390万円、前年度比較 2 億3,252万3,000円の増となっております。

目 1 過疎対策事業債は、11事業で合計 6 億3,590万円の借り入れとなっております。前年度比較 2 億5,060万円の増となっております。

目 2 臨時財政対策債 1 億4,833万3,000円は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行できる起債でございます。前年度比較547万7,000円の減となっております。

目 3 全国防災事業債の収入未済額1,870万円は、平成28年度へ繰り越され、小中学校施設改修事業、バスケットゴールでございますけれども、これに充てられる財源となります。

目 4 緊急防災・減災事業債で備考欄、消防設備整備事業（繰越明許）4,930万円は、消防広域化に伴う高機能指令センター及び消防救急無線デジタル化整備事業に充当される財源となります。防災行政無線デジタル化整備事業460万円は、98ページの防災情報通信設備整備事業に充当される財源でございます。

目 5 一般補助施設整備等事業債の収入未済額520万円は、平成28年度へ繰り越され、情報セキュリティ強化対策事業に充当される財源となります。

なお、目 1 過疎対策事業債、目 3 全国防災事業債、目 4 緊急防災・減災事業債は元利償還金の70%、目 2 臨時財政対策債と目 5 一般補助施設整備等事業債は元利償還金の100%が後年普通交付税措置されるものでございます。

121ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額52億2,145万7,512円、2、歳出総額50億2,979万6,448円、3、歳入歳出差引額 1 億9,166万1,064円、4、翌年度へ繰り越すべき財源3,473万6,000円が繰越明許費繰越額で、3、歳入歳出差引額から4、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた 1 億5,692万5,064円が実質収支額となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

3 番、高木さん。

○3 番高木議員 雑入の部分で34ページ、先ほどもスモモの件でちょっとお話をさせていただいたのですが、試験作物副産物収入ということで昨年度より倍額ぐらいの収入という形で進んできているのですが、これについてはシャクヤクとスモモの収入ということで計上されていると思うのですが、増額になった部分の理由と今後の見通しという部分も含めてご説明いただきたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 試験作物の副産物収入でございますけれども、内訳といたしましてはシャクヤクの販売が44万3,776円、スモモに関しましては32万166円となっております。ふえた要因といたしましては、スモモのほうの販売収入ということで、昨年度27年度につきましては5件の事業者の方への販売を行っております。かねてから実施しておりますリキュールに加えまして、新たにお菓子のニシヤマさん、ヤマジョウさん、あと村外の事業者として珈琲専科ヨシダさん、またカチバルさんという2者に関してスモモの提供をしております。村外の珈琲専科ヨシダさんにつきましては、スモモのドライフルーツの商品化をしたいということで、試験ということで提供しているところでございます。カチバルさんにつきましては帯広市内でピザの店舗をされているところでございますが、こちらにつきましても冷凍ピザに更別産のスモモを使ったというところでの開発ということでの試験提供をさせていただいておりますので、こちらのほうは金額的にはさほど大きくはございません。増加しているのは、スモモのチーズケーキを製作していただいているニシヤマさんの分とスモモのサイダーをつくられてヤマジョウさんの分、こちらにつきましては28年度も引き続き同量の要望がございますので、今後の見通しとしましては同額程度の販売代金になっていくものというように考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 シャクヤクのほうはどうでしょうか。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 シャクヤクにつきましては、計画的に年次ごとに収穫をしていっているところでございまして、今年度も同量、試験的には1ヘクタールの植栽をしたところでございまして、毎年0.2ヘクタールずつ5カ年植えまして、4年目を迎えたときから試験的に、通常5年というところを4年目で掘り上げる部分と5年で掘り上げる部分を1反ずつ、合計2反ずつ収穫を重ねてきているところでございます。こちらについては、収量のほう、こちらのほうの状況ということでございまして、昨年度につきましては予定の収量、計画収量には達していないということで、金額的には先ほど申し上げた44万3,776円にとどまっております。今年度も同量の面積を掘り上げる、これから掘り上げるところでございますが、ことし掘り上げる分につきましては植栽時の状況がこれまで掘り上げた2年分より生育状況の推移はよいデータがとれておりますので、このまま順調に、ことしの天候の影響がどの程度出ているか心配なところではございますけれども、若干収量についてはこれまでより多くなるのではないかという期待をしているところでございますが、実績については掘り上げてからというようなところでございます。

以上でございます

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 続きまして、31、32ページのふるさと融資貸付金の関係でございます。

太陽光の10年間の貸し付けということで、平成25年度から村のふるさと融資を使った部分で事業展開をしている業者がいるということで進んできているのですが、今般の台風により被害を受けて、多分事業展開的には今後の方向性がまだ決まっていないという状況の中で、まだ3年しかたっていないので、ことし4年目ですか、返還という形で進んでいる。今後の方向性という部分ではまだ検討中ということでしょうか。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 ふるさと融資の関係ということで、太陽光発電の取り組み業者のことなのですが、こちらのほうで融資をしている部分については更別区地域のほうで太陽光発電を行っている事業が対象になっているところでございまして、今回の台風等の災害によってその部分が被災とかという部分については情報を得ていないところではあるのですが、その業者がほかの地域でもやっているようなお話も聞いておりますので、その部分が影響しているのかなというふうなところでございますが、とりあえず今のところ相談とかそういうのがない状況ですので、私どものほうとしては特段取り組みというか、対応はないところでございます。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 34ページの備考欄の下のほうに更別小学校の太陽光発電等の売電収入が載っておりますけれども、当初の計画に対しての実績ということで構いませんので、どういう評価をなされているのか、またどういう実績になっているのかも含めてちょっと説明いただきたいと思います。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 更別小学校太陽光発電等売電収入でございますが、今年度は2万9,616円ということでございまして、昨年度につきましては1万1,112円、その前、平成25年度は1万6,176円、平成24年度は1万3,224円というような売電収入となっておりますので、過去3年から見ると収入的には上がったのかなというところではございますが、当面はこのような形で売電収入に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今説明いただいたのですけれども、1万円何がしの経過の中で、ことしたまたま3万近く収入上がったというのはどういう要因があるかというのを確認したかったので、お願いしたいと思います。

○議 長 答弁調整のため休憩をいたします。

午後 4時35分 休憩

午後 4時40分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

川上教育次長。

○教育次長 先ほどの太陽光の増加の理由でございますが、教育委員会としても学校としても特段何かに取り組んだというところはございませんので、恐らくは天候等によりまして発電効率がよかったことに伴いまして発電の収入が大きくなったものと思われま

す。

○議 長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、先ほど保留となっておりました安村議員の質疑、ふるさと納税の収入の状況です。収入というか、振り分けの状況です。

吉本総務課長。

○総務課長 ふるさと納税として受けたものとしましては、件数で19件、金額で5,306万円ということになってございます。

以上でございます。

○議 長 安村議員、よろしいですか。

○1番安村議員 はい。

○議 長 それでは、この件については終了させていただきます。

ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで一般会計歳入の決算を終わります。

一般会計歳入歳出決算について款ごとに質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。

発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 先ほどは失礼いたしました。

ページということで固定をしてしまうとその項目だけということになってしまいますけれども、今般支出の関係で予算措置と補正予算、せっかく補正予算を組んで、なおかつ不用額が生じているという部分で、全体的に見て大きいところで、正直に申し上げまして下水道の関係の部分が減額措置したにもかかわらず不用額を含めて10%程度の未執行というか、計画費に対して減額になっているという部分があります。それらについて、それぞれの理論があるかと思いますが、その点の執行残り不用額なりの発生についてどのような形で捉えているのか、村長なり副村長の所見をいただきたいというふうに思っております。何を言いたいかという、当初計画があつて、補正をせっかく組んで減額、増額している中で、なおかつ多額の不用額が生じているという部分はどうも一般的に見て妥当性に欠けるのではないかなというふうにちょっと捉えるところがあるのではないかと思います。

すので、その点の所見をいただきたいと思います。

○議 長 安村さん、下水道に関してに限ってよろしいですか。

○1 番安村議員 はい、これでいいです。限っていいです。

○議 長 建設水道課長ですか。

(「下水道は後ですよ」の声あり)

(「下水道会計のこと」の声あり)

○議 長 下水道会計。

○1 番安村議員 そうです。

○議 長 確認します。不用額、要するに予算と補正を組んで、あくまでもまだ……

○1 番安村議員 不用額。

○議 長 不用額が出ていることについてどう考えるかと。

○1 番安村議員 そうです。それを聞きたいのです。

○議 長 首長、副長にどちらかに聞きたいと。

○1 番安村議員 はい。所見をいただきたい。全体でもいい。

○議 長 森副村長、いいですか。

(何事か声あり)

○議 長 数字の大きい、高いは別にして、予算を立てて、補正を組んで、かつまた不用額が出ているということについてどう考えているのかという質問。

○1 番安村議員 はい、そのとおりです。

○議 長 わかりやすいでしょう。

○1 番安村議員 はい、わかりやすいです。ありがとうございます。

○議 長 答弁調整のため休憩を入れます。

午後 4時46分 休憩

午後 4時48分 再開

○議 長 それでは、会議を開きます。

森副村長。

○副 村 長 今安村議員の補正した中で執行残が大きく出ているという内容でございますけれども、基本的に執行残大きく出ているものにつきましては、修繕費等もございますけれども、これらについては年度途中で減額等できないもの等ございます。それらも含めてこのように不用額等が大きく出ているところでございます。また、先般議会の中で不用額等の取り扱いについてご質問があったかと思えますけれども、当然年度途中で減額できるものについては減額をして、不用額等を抑えていきたいというふうに考えております。その年度の中でもどうしても減額できないというものも出てまいりますので、そこら辺についてはこれからその事業を行う上で精査をしながら執行してまいりたいというふうに思い

ますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 説明は説明として理解できるのですが、ただ申し上げたいのは、せっかく補正を組んでいる中で全体像、一例として今下水道を挙げたのですが、余りにも、補正を組んで減額補正してなおかつ不用額が出てみたり、増額の補正予算を組んで不用額を同等程度までまた出してみたり、そういう部分。僕はパーセンテージで言ったのですが、基本的に不用額と補正して減額した分なんかが当初予算に対して何%までがある程度許されるというか、認容範囲として認めているのか、こうやって10%、1割も違うという中で、確かに入札行為だとかなんとかで価格がわからない部分は理解できません。だけれども、当初からある程度わかっているものに対しての措置、村長が先般頭を下げた、そういうものの見方、老人の見方とか、老人が急に100人から500人になるわけではないのだから、そういう部分の見方や何かの査定の仕方の中でどこまで認容しているのかという部分をきちっと襟を正してもらわないと、気をつけます、気をつけますでははっきり言っていつまでたっても、僕はある意味ではそういう面では執行段階の勝手な金額操作としか思えなくなってしまう。そうは言いたくないです。だから、そうなってくるとやっぱり一定のルールは、歯どめをかけるために執行者としてどこまでの見解を持って進めるのかをきちっと示してもらわないと僕はだめだと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今おっしゃるとおりでありますけれども、予算編成の組み方とか、いろいろその前にヒアリングとか査定とかあるわけですが、その部分でご指摘のとおり、不十分さということまでは言いませんけれども、見通しの甘さというのですか、そういうところもなきにしもあらずということは反省しなければいけないというふうに思います。補正も組みますし、今副長が答弁したようにいろんな部分で年度途中で補正できるもの、できないもの、後で追加できるもの、できないもの等々もありますし、その辺については、言いわけになりますけれども、いろんな形で修正、補正していかなければならないことであります。結果的にそういうふうな形になっておりますのは、これから我々としても予算編成の組み立て方、あるいはその編成作業等についてしっかりと今ご指摘された部分を加味しながら組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 4 番、織田さん。

○4 番織田議員 収入の部の26ページですか、土木費委託金の中で、先般幕別でも水門が閉まらなくて水害になったという事例もあります。その中におきまして、樋門樋管操作業務委託金というのがここに載っております。これは、樋門樋管が更別にはどこにあるかということと、また誰が委託業務を受けているかをちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 樋門樋管の操作業務の委託金でございます。ここで載っております樋門につきましては、猿別川の樋門でございます。勢雄地区の幕別村界寄りに猿別川流れていっておりますけれども、場所については勢雄の山本さんのお宅の奥といいますか、帯広側といいますか、そのあたりに樋門がございます。こちらは、北海道の管理される施設にはなるのですけれども、村のほうに管理委託を受けてございまして、作業につきましては職員が毎月巡回をして点検を、樋門が閉まる、閉まらないも含めて巡回点検を行って、北海道のほうに報告をしていると、そのための委託金としていただいているお金でございます。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今度は支出の部分なのですが、どこと言われてもちょっと困るのですけれども、実は公用車の問題なのですが、総務費の中で一応乗用1台購入となっていました、公用車を1台。民生費の中では、今度はリースとなっていました。村の車を使用する中で、どこで購入あるいはリースという形で分けているのかということと、あとリース車は何台更別村として使用しているかをちょっと知らせていただきたいと思います。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 公用車につきましては、リースと購入ということで、リースにつきましては目的によるリース、例えば協力隊のリースという話があれば、それについては期限を設けているリースというのもございます。今お話しされているリースというのは、多分購入かどうかというところでのリースだと思いますので、それについては3年前にどういう形かということで試験的に導入したリース車というのがございます。それに関してのリース車が今保健福祉課で持っているものということでございます。それについては、5年間一応リース契約しておりますが、5年たった後に見直しをすると。その車の状態、それから今後リースがいいか、譲り受けたほうがいいかという判断をした中で決めるものが残っているということで、それは保健福祉サイドのほうで計上しているリースでございます。あと、ほかのリースにつきましては、今話しされたように目的があるということで、その期限が終われば返還、リースは終わるというリースもございまして、合計、私押さえている段階では4台があるかなというふうに思っているところでございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 歳入の部分なのですが、このたび保健福祉課のことで職員の問題があったと思うのですが、その給食費の歳入に関して、その利用人数との差があると思うのですが、その本来27年度分の歳入となされていた分は違うところに入っていると思うのですが、決算上はどこに処理されているのでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 その部分については、出納整理期間が過ぎておりましたので、28年度会

計でもってその分を収納しております。それは、健康増進室の使用料についても同様でございます。

以上です。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 では、28年度分の歳入のどの部分に何の項目で決算されるか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 物によりますけれども、食事代は福祉の里総合センター給食部門の利用料。給食料については、13、14ページ、ここにあります民生使用料の給食部門利用料、それです。それと、健康増進室使用料については、同じくその欄の各種施設使用料の福祉の里総合センター使用料という形で28年度の一般会計のほうで収納しております。

#### ◎会議時間の延長

○議長 長 会議の途中ですけれども、お諮りをいたします。

この際、議事の都合により本日の会議を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。

#### ◎日程第2 認定第1号ないし日程第7 認定第6号(続行)

○議長 長 会議を再開します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 ということは、28年度の決算で出るということなのでは、利用人数とそれに対するお金の金額、調達金額が合わないとなってくるのですけれども、その見分けというのはつかないことになるということですか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 利用人数は実数で出しております。福祉の里総合センターの利用人数等は、27年度の実数で出しております。その分に対して、回数券等もあるのですけれども、1回券での分がこの間出たと思うのですけれども、その分については収納が28年度になってしまいましたので、28年度会計の中でその額については説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 次、歳出、112ページの目2体育施設費の中の備考欄の(3)、農村公園維持管理費なのでは、この噴水のため池というか、そこの掃除というのはどのぐらい、週に何回とか、どのぐらい行われているのでしょうか。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 噴水の清掃でございますが、週1回、月曜日を避けて行っているところでございます。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 週1回ということなのですが、全体的な農村公園の利用者ということも考えて、遊んでいる人が噴水の水のたまる大きい池っぽい部分は汚いから入らないとか、そういった声が結構聞こえていて、子どもの中にはごみがたまっているから枝も一緒になってぽいっと投げてみたりだとか、見ていてちょっと僕も見苦しいところがあったのですけれども、そういったきれいに利用してもらおうという面でも衛生面に関しては週1回ではちょっと足りない部分もあるのかなとも思いますし、そのほかにも噴水縁が石のコンクリートになっているのですけれども、そういったところもちょっと転ぶだけで皮膚ががりつとめくれてしまうぐらい、最近では余り見ないようなつくりになっているなどというところもありますし、あと危険という意味では水飲み場の位置というのが2つあると思うのですけれども、公園の噴水のそばに1つと、あとは新しくできた遊具から道路を挟んで、もとゲートボールがあった側に水飲み場があると、そういったことに対する危険性というか、道路一つまたぐという、公園を訪れてきた人が必ず車で通る道をまたがなければいけないという、その危険性というところを認識した上で、どのように今後その公園の対策を考えていくのか。あともう一つ、ごみ箱の設置というものがないのですけれども、それが理由についてもちっとお答えいただけますでしょうか。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 農村公園につきましては、大型遊具も整備されまして、村外、村内からたくさんの方がお越しいただいております。ただいまご指摘受けました衛生面の部分ですとか危険性の部分については、きちんと対応していかなければならない部分だと思いますので、今いただきました意見を参考に今後管理していきたいというふうに思います。

○議 長 ほかが質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で一般会計歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

国民健康保険特別会計の質疑を行います。

134ページ、事業勘定の歳出について補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成27年度国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出決算の補足説明をいたします。

初めに、別冊の平成27年度各会計決算資料23ページに国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表を、24から25ページに国民健康保険事業の状況についてを添付しておりますので、後ほどご参照願います

それでは、歳出よりご説明いたします。決算書の134ページ、135ページをお開きください。款1 総務費、予算額362万2,000円、支出済額347万7,346円、不用額14万4,654円の決算となっております。この会計における経常的な一般事務経費、国民健康保険税の賦課徴収経費及び国民健康保険運営協議会運営等の経費でございます。前年度と比較して57万8,032円減少しておりますが、その理由としては、目1 一般管理費において前年度は国保電算整備事業として国保事務処理システム、通称国保ラインと言うのですけれども、OSの保守期限切れによる切りかえに伴い、節18備品購入費においてソフト、機器更新を行いました。事業が終了したため99万9,000円の減額、備考欄(1)、総務一般事務経費において節13委託料で国保事務処理システムソフト更新に伴う保守管理委託料が37万8,000円増加、国民健康保険証更新に伴い、節12役務費の郵便料が22万7,000円増加したものが増加要因です。

続きまして、款2 保険給付費、予算現額2億7,864万4,901円、支出済額2億7,794万7,551円、不用額69万7,350円の決算となっております。平成26年度の決算額より787万182円の増額となっております。これは、一般被保険者療養給付費が増加しているためであり、その要因としては入院件数が212件から234件と7.3%、入院日数が2,540日から3,084日と21.1%、費用額としては9,033万8,000円から1億321万7,000円に増加したことが原因でございます。

項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費では、予算額2億4,773万9,995円、支出済額は同額で、不用額はありません。3月の補正後に高額な医療費請求が出たため、予算額に不足を来し、予備費より401万995円を充当しております。また、昨年度より1,266万1,541円給付費が増加しております。これは、先ほど説明したとおり入院件数や日数が増加したことによるものでございます。

目2 退職被保険者療養給付費、予算額256万9,868円、支出済額で同額で、不用額はありません。この目も1、2月の想定 of 医療費より多額の請求が来たため、予算額に不足を来し、予算流用により5万1,962円、予備費より17万8,906円を充当しております。

目3 一般被保険者療養費、予算額224万444円、支出済額214万2,752円、不用額9万7,692円です。

136、137ページをお開きください。目4 退職被保険者等療養費、予算額5万4,000円、支出済額3万6,361円、不用額1万7,639円の決算です。

目5 審査支払手数料は、予算額80万1,000円、支出済額が78万11円、不用額2万989円の決算でございます。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費は、予算額1,957万2,594円、支出済額は同額で、不用額はありません。先ほど説明したとおり、入院件数、入院日数の増加により予算不足を来し、退職被保険者等高額療養費より流用しております。

目2 退職被保険者等高額療養費は、当初予算額102万3,000円でしたが、支出がなく、先ほど説明したとおり、一般被保険者高額療養費に全額流用しております。

目3 一般被保険者高額介護合算療養費、退職被保険者等高額介護合算療養費は、ともに支出がありませんでしたので、全額不用額となっております。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は、予算額546万4,000円、支出済額が11件、13名分、507万3,660円となり、不用額38万6,340円の決算となっております。

款3 後期高齢者支援金等、予算額7,159万4,000円、支出済額7,159万3,191円、不用額809円の決算となっております。平成20年度にスタートいたしました後期高齢者医療制度を支えるために支出している科目です。各保険者から財政支援を行っていくものですが、国保では国保税として徴収したものに国庫負担金、支払基金からの退職者分の交付金を合わせて社会保険診療報酬支払基金に支援金として納付し、社会保険診療報酬支払基金は後期高齢者医療広域連合に実績に応じて交付金として交付していく仕組みとなっております。

138ページ、139ページをお開きください。款4 前期高齢者納付金等、予算額4万8,000円、支出済額4万6,522円、不用額は1,478円の決算となっております。65歳から75歳未満の前期高齢者の医療費に係る各保険者間の負担均衡の調整のための納付金でございます。

款5 老人保健拠出金、予算額5,000円に対し、支出済額2,808円、不用額2,192円の決算です。

目1 医療費拠出金の支出実績はありません。この款は平成28年度までで、その債権を平成29年度から後期高齢者医療事業会計に受け継がれる予定となっております。

款6 介護納付金は、予算現額3,314万5,000円、支出済額3,251万3,739円、不用額63万1,261円の決算です。介護納付金につきましては、40歳から65歳までの方に対して賦課される国民健康保険税のうち、介護保険分を介護保険の財源として各保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付しているものでございます。

款7 共同事業拠出金、予算現額1億6,182万2,000円、支出済額は1億6,181万8,188円、不用額3,812円の決算です。高額療養費に係る共同事業の拠出金であります。

項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業拠出金は、1件当たり80万円を超える高額な医療費に関する互助事業であります。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金は、平成26年度までは30万円以上80万円未満の高額療養費を対象とした事業でしたが、平成27年度より1円を超え、80万円までの医療費に関する互助事業と制度が大きく変更されたことに伴い、1億4,569万6,370円と平成26年度に比較し9,318万1,479円の大幅な増加となっております。

続きまして、140ページ、141ページをお開きください。款8 保健事業費、予算額は416万1,000円、支出済額が392万3,604円、不用額は23万7,396円の決算です。特定健診、特定保健指導及び保健衛生普及事業、疾病予防事業に係る経費として支出しております。

項1 特定健康診査事業費では、支出済額377万7,020円、不用額17万1,980円の決算で、目1 特定健康診査事業費も同額であります。

項2 保健事業費では、支出済額54万6,584円、不用額6万5,416円の決算です。

目1 保健衛生普及費は、支出済額32万4,584円、不用額が6万4,416円の決算です。

目2 疾病予防費では、支出済額22万2,000円、不用額1,000円の決算となっております。

款9 基金積立金、予算額1万6,000円に対し、支出済額が1万5,228円、不用額772円の決

算でございます。

款10諸支出金、予算現額4,998万2,000円、支出済額4,955万8,433円、不用額42万3,567円の決算です。

項1償還金及び還付加算金は、支出済額14万2,400円、不用額42万2,600円の決算でございます。

142ページ、143ページをお開きください。目1一般被保険者保険税還付金、支出済額13万6,700円、不用額が36万3,300円の決算でございます。

目2退職被保険者等保険税還付金は、予算執行がございませんでした。

目3一般被保険者還付加算金、支出済額が5,700円、不用額が4,300円の決算でございます。

目4退職被保険者等還付加算金は、予算執行がございませんでした。

項2繰出金は、支出済額3,102万8,000円で、不用額はありません。

目1直営診療施設勘定繰出金は、同額でございます。平成27年3月末日に調整交付金の交付額の算定に関する省令が改正され、今までの国保被保険者数に基づく算定から施設を中心とした半径4キロ以内の区域人口及び年間入院日数をもとにするものに改正されたため、平成26年から大幅に増加しております。

項3過年度過誤納還付金、支出済額1,838万8,033円で、不用額967円の決算です。

目1過年度過誤納還付金も同額でございます。平成26年度の療養給付費負担金の国庫負担金の精算に伴う還付金が1,798万2,033円、特定健診、特定保健指導に伴う国庫負担金、道費負担金の精算還付金が40万6,000円でございます。

款11予備費は、この会計の緊急避難の部分として当初862万5,000円を計上していましたが、先ほども説明しましたとおり一般被保険者の療養給付費、退職被保険者の療養給付費等に不足が生じたため、418万9,901円の充当がありましたので、443万5,099円が不用額となっております。

以上で歳出の補足説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議長 次に、126ページ、事業勘定の歳入についての補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、続いて歳入についてご説明申し上げます。

126ページ、127ページをお開きください。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、予算現額1億7,310万8,000円、調定額1億7,942万2,836円、収入済額1億7,377万2,636円、不納欠損額2万4,100円、収入未済額が562万6,100円となっております。

目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年課税分ですが、収入済額が1億7,180万6,590円、収入未済額が35万6,877円で10件分となっております。収納率は99.79%でございます。

節 2 滞納繰り越し分では、収入済額が67万2,515円、不納欠損額となった1件、2万4,100円、収入未済額が29件で423万5,025円、収納率は13.64%となっております。不納欠損となった1名のうち、外国人で本州に転出し、地方税法第18条で法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって納税義務が消滅したものでございます。

目 2 退職被保険者等国民健康保険税、節 1 現年課税分は調定額127万4,233円、収入未済額同額で徴収率100%でございます。節 2 滞納繰り越し分は、調定額105万3,496円、収入済額1万9,298円、収入未済額が103万4,198円で、収納率は1.83%となっております。なお、滞納者に対しては催告、納税指導を行い、その収納に努めているところでございます。

款 2 国庫支出金は、調定額、収入済額、同額の1億3,336万2,851円となっております。

なお、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金の収入済額9,646万5,420円は、精算により平成28年度において546万3,899円が追加交付とされることとなっております。

目 3 特定健康診査等負担金は、収入済額93万2,000円のうち、実績精算により6万6,000円の超過交付となっておりますことから、平成28年度において返還を予定しております。

項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金の収入済額3,193万5,000円は、前年度と比較して63万8,000円の減少となっております。

続きまして、128ページ、129ページをお開きください。款 3 療養給付費等交付金、調定額、収入済額、同額の629万1,116円となっております。この交付金は、社会保険診療報酬支払基金から退職者医療に係る医療給付に対し交付されるものでございます。なお、給付実績や精算により2万6,458円が不足となっております。平成28年において追加交付されることとなっております。

款 4 前期高齢者交付金、調定額、収入済額、同額の3,615万5,595円、前年度比737万8,968円の増加となっております。この交付金は、65歳以上75歳未満の前期高齢者の医療費について社会保険などの各被保険者間での負担の均衡を図るための交付金でございます。当該年度の概算医療費と前々年度の精算額を加えた額が交付されるものです。前年度と比較して増加している理由として、前々年度、これは平成25年分ということになりますが、この交付金の精算により1,228万107円が確定により増加したことは、この額が調整されたことが増加の原因であります。

款 5 道支出金、調定額、収入済額、同額の3,822万1,431円となっております。高額療養費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、道財政調整交付金などが道より交付されております。

項 1 道負担金、目 1 高額医療費共同事業交付金は、収入済額403万431円で、前年度比26万9,268円の増となっております。

目 2 特定健康診査等負担金は、収入済額93万2,000円のうち、実績精算により6万6,000円の超過交付となっておりますことから、28年度において返還を予定しております。

項 2 道補助金、収入済額3,325万9,000円で、前年度比1,026万4,000円の減となっております。これは、備考欄、普通調整交付金において医療費と前期高齢者等の支援金とか介護納

付金が減少したことにより、昨年度と比較して465万3,000円減少しました。備考欄の特別調整交付金において昨年度と比較して561万1,000円減少しましたが、医療費の適正化等に係る成績評価で190万円は増加したのですが、定率国庫負担率減少分が廃止されたことにより、671万6,000円が減少しました。このことが主な要因でございます。

款6 共同事業交付金は、調定額、収入済額、同額の1億4,505万2,851円、前年度決算と比較して9,676万3,796円増加しております。市町村が拠出金を出し合い、高額な医療費が発生した場合に国保連合会から交付されるものでございます。

目1 高額医療費共同事業交付金は、80万円以上の高額な医療費に対して交付されるもので、昨年度と比較して88万2,369円減少しております。

目2 保険財政共同安定化事業交付金は、先ほども歳出で説明しましたが、26年度までは30万円以上80万円未満の高額医療費が交付の対象でしたが、制度会計により1円以上80万円未満の医療費が対象となったため、交付件数が26年の172件から27年は1万8,631件と大幅に増加したことにより、9,764万6,165円と大幅に増加いたしました。

130、131ページをお開きください。款7 財産収入は、調定額、収入済額、同額の1万5,228円で、財政調整基金積立金の預金利子の収入でございます。

款8 繰入金は、調定額、収入済額、同額の7,978万8,706円となっております。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金の備考欄、保険基盤安定繰入金保険税軽減分として727万305円を収入し、前年度比11万1,810円減少、同じく備考欄、保険基盤安定繰入金保険者支援分で前年度比276万1,786円増加しています。これは、所得判定基準等の変更により軽減額が増加したため、繰入金が増加したものでございます。節3 財政安定化支援事業繰入金は、普通交付税の算定額が減少したことにより49万9,000円の減少となりました。節4 その他一般会計繰入金として、備考欄、事務費対象分、福祉医療無料化波及分、特定健康診査等事業分、財源補填分を繰り入れしております。

項2 基金繰入金は、医療費の実績増により3,212万6,000円を繰り入れました。

款9 繰越金は、調定額、収入済額、同額の1,141万3,957円で、前年度からの繰越金でございます。

諸収入につきましては、予算額127万9,000円、調定額、収入済額、同額の405万6,579円の決算となっております。

132、133ページをお開きください。項2 雑入、目1 雑入、節1 雑入の備考欄、雑入は前年度と比較して335万7,265円増加しております。これは、労災適用による医療費の返納金や第三者行為、交通事故等によるものですが、による医療費等の返納が主なものでございます。

以上で補足説明を終わります。

次に、144ページをお開きください。実質収支に関する調書をごらんください。歳入総額6億2,812万9,950円、2、歳出総額6億89万6,610円、歳入歳出差引額2,723万3,340円、5、実質収支額、同額であります。

以上、国民健康保険特別会計事業勘定の決算の補足説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 長 以上で国民健康保険特別会計事業勘定の質疑を終了いたします。

次に、147ページから、国民健康保険特別会計診療施設勘定について歳入歳出一括をして審議に入ります。

補足説明を求めます。

佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、診療施設勘定の決算について補足説明をさせていただきます。

歳入からご説明いたします。款 1 診療収入、予算現額 1 億 5,455 万 8,000 円に對しまして、収入済額 1 億 5,981 万 2,869 円で 525 万 4,869 円の増となっております。歳入の前年度比較は、項 1 入院収入で 215 万 8,241 円の減、項 2 外来収入で 738 万 2,593 円の増でございます。

診療収入は、患者数と患者が抱える疾患の種類によって大きく増減します。入院につきましては、昨年度の年間延べ人数は 2,412 人、前年度比較は 27 人の減で、ほぼ横ばいとなっています。長期入院患者、急性期の患者ともに大きな増加はなく、入院しないで訪問診療による自宅や施設でのみとりの推進などもありまして、やや低い水準で推移しています。今後につきましては、帯広市などの病院に入院された方が退院して自宅や施設へ戻られる場合に、戻った先での生活の不安や負担を軽減する受け皿としての役割などによりまして入院患者数の一定程度の水準確保を図ってまいりたいと考えております。

外来収入につきましては、年間延べ人数 1 万 7,817 人で、前年度比較 495 人の減となりましたが、収入は増加しています。要因としましては大きく 2 点あり、1 点目は複数の疾患を抱える患者さんに対しまして算定できる地域包括診療料というのがありますけれども、そちらを一昨年 10 月から導入しておりまして、昨年度については 1 年間を通しての算定となったこと、また 2 点目は在宅での訪問診療の患者数が月平均 6.7 人から 8.8 人に増加しまして、診療報酬上においても 31%、236 万円増加したこと、これらが主な要因と考えています。

149、150 ページをお開きください。項 3 その他の診療収入、予算現額 1,340 万円に對しまして、収入済額 1,370 万 4,445 円で 30 万 4,445 円の増です。前年度比較は 75 万 3,449 円の増で、主な要因は備考欄、各種予防接種診断料において昨年度から村の助成によりましてインフルエンザ予防接種の接種料自己負担を一律 1,000 円としたことで接種者数が 17% 増加したことによるものでございます。

款 2 使用料及び手数料、予算現額 166 万 5,000 円に對しまして、収入済額 184 万 4,610 円で 17 万 9,610 円の増でございます。

なお、項 2 手数料につきましては、26 年度までは一括文書料で計上していましたが、実態に合わせて 27 年度からは目 1 手数料と目 2 文書料に分けて計上しております。

款 3 財産収入、予算現額48万7,000円に対しまして、収入済額48万7,680円で、これは医師住宅2戸分の貸付収入です。

款 4 繰入金、予算現額 1 億6,837万8,000円に対しまして、収入済額 1 億6,042万3,744円です。

項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、収入済額 1 億2,939万5,744円です。内訳は、財源補填分として4,512万6,000円、前年度比較2,484万8,000円の増となっており、これは過疎対策事業債借入額の割り当ての減少によりまして繰入金を増額したものでございます。公債費分については8,426万9,744円で、前年度より387万2,759円の増となっています。医療業務委託事業に係る過疎対策事業債について26年度借り入れ分の償還が開始されたことによりまして増加したものでございます。

151、152ページをお開きください。項 2 事業勘定繰入金、目 1 事業勘定繰入金は、収入済額3,102万8,000円で、前年度比較19万2,000円の増となっています。各診療施設の運営費に関して国から調整交付金が国保会計に交付され、国保事業勘定から診療施設勘定に繰り入れるものです。

款 5 繰越金、前年度繰越金でございます。

款 6 諸収入、予算現額87万9,000円に対しまして、収入済額100万3,724円でございます。医療保険の対象とならない自費衛生材料等収入などが主な内容です。なお、節 2 未収繰越分の収入未済額140円につきましては、前々年度分の自費衛生材料等収入であり、3月31日までに支払われなかったため、27年度決算では繰り越しとなりましたが、その後支払われまして、現在は納入済みとなっております。

款 7 村債、予算現額2,400万円、収入済額と同額でございます。前年度比較2,110万円の減で、内訳については医療施設整備事業に170万円、これは酸素を供給する設備の更新工事でございます。次に、医療機器等整備事業に150万円、こちらは生体情報モニターという医療用備品の更新でございます。続いて、医療業務委託事業に2,080万円、医師等の派遣に伴う委託契約に係る分でございます。以上3つの事業の財源として借り入れしております。

以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。153、154ページをお開きください。款 1 総務費、予算現額 2 億3,326万6,000円に対しまして、支出済額 2 億3,243万3,625円で、不用額が83万2,375円、前年度比較は674万1,687円の増でございます。

目 1 一般管理費の不用額、主なものにつきましては11需用費の不用額44万9,928円で、備考欄（1）、診療施設維持管理経費の燃料費において23万2,400円、また（4）、総務一般事務経費の消耗品において電子カルテ用プリンターのトナー等消耗品で11万3,168円、それぞれ執行残ということで不用額になってございます。備考欄事業別に要点のみ説明させていただきます。（1）、診療施設維持管理経費は、支出額1,271万9,166円で、こちらは施設管理に係る消耗品、燃料費、光熱水費、修繕費、保険料、委託料等の経費でございます。前年度比較297万9,021円の減であり、主な要因は需用費の燃料費において重油単価の下落等

により177万8,348円の減となったことによるものでございます。(2)、村有建物維持管理経費は、支出額10万2,457円で、医師住宅2戸分の維持管理経費です。(3)、総務管理経費は、支出額9,105万1,823円で、こちらは職員11名分の人件費です。昨年12月末をもって看護師1名が退職し、ことし1月から3月末までの3カ月間1名減員となったため、前年度比較199万6,100円の減となっています。(4)、総務一般事務経費は、支出額1億1,527万7,434円です。こちらは、看護補助員、医療事務職員の賃金、事務消耗品、保険料、クリーニング料、医療業務委託料、電子カルテシステムの使用料、各種負担金などでございます。前年度比較454万2,640円の増で、主な要因は医療業務委託料において平成26年度は医師1名の休職によりまして3名体制でしたが、27年度については医師4名体制に戻ったことにより、650万6,800円が増額したことによるものでございます。155、156ページをお開きください。(5)、準職員賃金等は、支出額1,121万2,322円、医療事務職員2名分の賃金及び共済費でございます。(6)、診療施設改修事業は、支出額179万2,800円です。医療ガス設備更新工事として1月に補正予算にて対応したものでございます。

続いて、目2車両管理費は、公用車の維持管理に係る経費です。車検整備の実施に伴い、前年度比較17万4,145円の増でございます。

次に、款2医業費、予算現額3,243万1,000円に対しまして、支出済額3,086万9,149円で、不用額は156万1,851円、前年度比較315万1,083円の増でございます。

目1医療用消耗機材費、支出済額487万9,190円で、これは医療全般に係る各種器具、衛生材料や薬品処方時に使用する薬袋等の消耗品、入院患者用酸素等に係る経費で、前年度比較49万2,168円の増となっています。

目2医薬品衛生材料費、支出額1,184万8,151円で、前年度比較12万4,433円の増でございます。休日、時間外患者と入院患者用の薬品、外来処置用の注射薬及び予防接種ワクチンなどの経費となっています。なお、予防接種ワクチン代について、インフルエンザ用ワクチン単価の上昇と接種者数の増加に伴う購入数の増加がありましたけれども、他の医薬品が減少したため、合計では12万4,000円の増となっています。

目3医療委託費、備考欄(1)、検査等委託事業経費は、支出額695万8,526円です。前年度比較56万7,481円の増で、主に医療用備品の修繕費と臨床検査等委託料の実績による増となっています。(2)、医療機器借り上げ経費は、支出額182万7,011円です。前年度比較33万1,427円の増で、自宅で酸素を使用する患者用の在宅酸素供給装置、睡眠時無呼吸症候群の患者治療用の在宅持続陽圧呼吸療法治療器等の借り上げ実績によるものでございます。

目4寝具費、支出額49万8,659円、入院患者の寝具等の借り上げ料でございます。

目5医療用機械器具費、支出額205万6,266円につきましては、医療用備品の購入ということで、生体情報モニターの更新に156万6,000円のほか、自動血圧計、スパイロメーター、移動用注射台、ベッドサイドセンサーを各1台購入しております。

157、158ページをお開きください。項2給食費、支出額280万1,346円で、入院患者の給食に係る経費です。なお、款2医業費の不用額につきましては、それぞれ資材、薬品等の

購入実績、また修繕費の執行残ということでございます。

続いて、款3公債費、項1公債費、予算現額8,427万円に対しまして、支出済額8,426万9,744円、前年度比較387万2,759円の増でございます。診療所移転改築に伴う起債償還分で、施設建設分、医療用備品の購入、医療業務委託料に係る償還元金及び利子でありまして、歳入でも説明申し上げましたが、医療業務委託事業に係る過疎対策事業債について26年度借り入れ分の償還が開始されたことにより増加したものでございます。

款4予備費の執行はありませんので、そのまま不用額でございます。

以上で歳出の補足説明を終わらせていただきます。

続いて、159ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億4,767万3,505円、歳出総額3億4,757万2,518円、歳入歳出差引額10万987円、実質収支額10万987円とするものでございます。

以上で診療施設勘定の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 診療所の全般の運営にかかわることで質問したいと思いますが、単純に一般会計の繰入金金が4,500万ほど、この程度でしたら健全な運営かなというふうに考えているところでございます。ただ、決算資料にあります26ページの入院件数、外来件数について若干お尋ねしますが、外来件数につきましては医師4名体制の中で件数、人数が減っている。ただ、費用については算定により増額しているということですので、いいのですが、もう少しここは頑張っていたきたいなという思いもありますが、実は入院についてでございます。かなり今の実績でいきますとあいているのではないかなというふうに見受けられます。そこで、冒頭に事務長からお話がありましたように、診療所の役割として説明ありましたけれども、今ここで言う4人医師体制で入院の受け入れ等につきましては更別の実態からしてベストであるというような考えかどうかお尋ねします。

○議長 長 佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 入院の状況といいますか、病床数に対して、またそれに対して医師が4名というところでどの程度受け入れられるかという今の状況というふうなご質問かと思いますが、まず19床という数字につきましてはもともとが療養病床からきているものでございまして、平成20年度に小規模特養、コムニの里ですけれども、そちらができたことによりまして診療所療養病床から一般病床に転換しております。一般病床に転換した時点では、引き続き入院されていた方も何名もいらっしゃいました。そういった方というのは基本的には余り手のかからないと言ったらあれなのですけれども、寝たきりの方が多かったというところでございます。その流れでは、ある程度収入を確保できていたところでございます。ただ、そういった方も徐々に残念ながらお亡くなりになっていくという中で、今は多様な患者さんが入れかわり入ってくるという状況でございます。

そういった中で年間通じて6.5床の平成27年度の利用ということに平均しますとなっているのですけれども、少ないからといって人員体制としては少ないなりに、大変ないろいろな疾患を抱えた方、高齢の方であれば認知症があったりだとかというようなところで今の人員で対応しているところでございます。ただ、少ないままでいいというふうに認識しているわけではなくて、もちろん医師も同様に問題意識を抱えて、入院患者をある程度ふやすことができるのであれば、ふやして収入を確保したいということでいろいろ検討しているところでございます。その中で、先ほど申し上げた診療所の役割としては、例えば帯広市内の大きな病院から退院される方がいきなり施設なり自宅なりの生活に戻るのではなくて、ワンクッションと言うとあれなのですけれども、地元の医療機関である程度地元のお医者さんに診てもらいながら徐々に自宅に戻っていく、施設に戻っていくというようなことも考えておりまして、その点は帯広の医療機関とも協議等をしているところでございます。

長くなって申しわけございませんが、そんなようなことである程度入院の患者さんを確保していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 療養型から施設が新しくできて、そのすみ分けも含めて診療所のあり方について整理されて、今に至っているのではないかなという思いも私も理解しております。19床あるうちの今平均的に7床ということについては、かなりあいているかなという印象としてあります。そこで心配したのは、住民の方が実質入院するときに不自由しなく受け入れできているかということが確認できれば、私は現状としてはよいのかなと思っていましたけれども、その辺の認識についてはどうでしょうか。

○議 長 佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 受け入れは、十分できているかというふうに考えております。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 在宅医療ということで往診をしていると思われるのですけれども、村内はわかりますけれども、村外はどの辺まで対応されているのか。そしてまた、村外へ行く場合には各町村に診療所等があると思うのですけれども、その辺との整合性というか、連絡というか、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○議 長 佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 村外につきましては、訪問診療ということで希望される方が医師との協議の中で申し込むということになっておりますけれども、診療所から16キロまでの区間ということで、その範囲内では対応できることにはなっております。村外につきましては、現在診療に訪れているのは中札内村ということになっております。村内が今9名、村外7名という状況です。村外7名は、皆さん中札内村です。地元の医療機関ということなので

すけれども、地元の医療機関、中札内村の診療所さんではそういった訪問診療を行っていないというような事情もありますので、そこら辺はご本人の希望に合わせてこちらで可能な範囲で対応しているというところでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑。

(なしの声あり)

#### ◎休会の議決

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により、9月14日から9月19日までの6日間休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、9月14日から9月19日までの6日間休会することに決定をさせていただきます。

#### ◎延会の議決

○議 長 再びお諮りをいたします。

本日の会議はこれにて延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

#### ◎延会の宣告

○議 長 本日は、これで延会をいたします。

(午後 5時56分延会)